

平成 3 0 年

大蔵村議会会議録

第 4 回定例会	1 2 月 6 日	開 会
	1 2 月 7 日	閉 会

大 蔵 村 議 会

平成30年12月 6 日（木曜日）

第 4 回 大 蔵 村 議 会 定 例 会 会 議 録
(第 1 日 目)

平成30年 第4回大蔵村議会定例会会議録第1号

平成30年12月6日（木曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	佐藤雅之君
3番	加藤忠己君	4番	矢口智君
5番	海藤邦夫君	6番	八鍬信一君
7番	佐藤勝君	8番	中島幸夫君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
危機管理室長	佐藤利男君
産業振興課長	越後享君
地域整備課長	高山和広君
地域整備課長補佐	東谷英真君
健康福祉課長	国分浩一君
健康福祉課長補佐	佐藤克也君
住民税務課長	長南正寿君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
教育委員会次長	矢口真二郎君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議事日程 第1号

平成30年12月6日（木曜日） 午前10時00分 開議

議事日程第1号

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

第4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第4回大蔵村議会12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

また、年末の御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

向寒のみぎり、皆様には十分に御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回大蔵村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により8番中島幸夫議員、9番長南正一議員の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会を開催し、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は本日12月6日から12月7日までの2日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって会期は本日12月6日から12月7日までの2日間と決定いたしました。

ここで、本会議に入る前に、加藤村長より一言御挨拶をお願いします。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆さん、おはようございます。

師走に入り、何かと気ぜわしい時期でございました。本日は第4回の定例議会に御出席をいただきましたことを心から厚く御礼を申し上げます。また、大変に寒い、足元の悪い中、議会傍聴にお越しをいただきました皆様方に心から敬意と感謝を申し上げるものであります。

さて、平成30年度につきましては、大雪の影響もあり、雪解けの春から土砂災害が数カ所で発生をいたしました。さらには、8月の二度にわたる集中豪雨災害では、かつてないほどの甚大な被害が発生をしたところであります。その内容について報告事項として考えていたところ、3名の議員の皆様方から、災害についての一般質問をいただきましたので、急遽報告を取りやめ、より詳しく答弁をすることとしたところであります。

また、本会議では、上程案として条例の改正や各会計の補正予算など11議案の御審議をいただくとともに、6名の議員の皆様方から一般質問をいただいております。特に一般質問につきましては、これからの村政運営に係りまして重要な案件でございますので、しっかりと意見交換をさせていただき、今後の村政運営に反映させてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

折しもあす7日でありますけれども、暦の上では大雪となっております。ちょうど天気予報でも、きょうが少し雪が降るのかなというようなこと、あしたから3日間ぐらいは本格的な雪マークがついておりました。お体を御自愛なさいましてお過ごしくださいますよう御記念を申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、諸報告に入ります。

初めに、議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

○議長（鈴木君徳君） 以上で諸報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで6名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

7 番佐藤 勝君。

〔7 番 佐藤 勝君 登壇〕

○7 番（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

きょうは私のほかに 5 名の方の一般質問があります。最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問に入ります。

私は、村長に対して「災害復旧支援のあり方について」と、「限界集落や耕作放棄地をどうするのか」の 2 点を質問します。

まず、第 1 点目として「災害復旧のあり方について」の質問であります。

最上地方においては、春から夏にかけての豪雨による大きな被害が発生しました。大蔵村においても、今までに経験したことのないくらいの被害がありました。幸いにも、人身事故に至らなかったことは不幸中の幸いであります。

村でも敏速に被害状況を把握し、国や県の関係機関に災害支援の申請を行った結果、少しずつではありますが、復旧作業が始まり、完成したところも大分あります。しかしながら、災害箇所が余りにも多く、なかなか進捗していないのが現状であります。

特に、農地の場合は、どうしても後回しになりがちで、来春の作付に間に合わなくなることが予想されます。また、復旧作業の順序を決定する場合、どうしても国会議員の視察や報道機関の注目を集めた被災地が優先的になる傾向があるように見えますが、被害の大小とは、規模の大きさや報道機関などの報道に左右されず、被災した受益者の負担割合の大きさも考慮すべきだと思いますが、村長の考えを伺いたいと思います。

2 点目です。2 点目の「限界集落や耕作放棄地をどうするか」についての質問であります。

この問題は、大蔵村に限ったことではなく、全国的に過疎や人口減少、高齢化等により、集落の維持不能、つまり表現は余りよくないかもしれませんが、俗に言う「限界集落」が多くなっています。また、それに伴い、農地はもちろん、生活道路や公共施設などの放棄も増大しています。

村としても今まで何もしないで見ぬふりをしたわけではなく、あらゆる手段でこれらの歯どめの対策を講じてきましたが、その効果はほとんどないのが現状で、逆に加速しているようにも見えます。時代の流れと言えはそれまでですが、ここ数年のうちに消滅する集落や農地が増大することは間違いないと私は思います。

この問題は、道路の新設や公共施設の建築のように、金や机の上で解決できることではなく、

あらゆる面において非常に難しいことではありますが、だからこそこの問題に対しては目を背けたり、ふたをしてはならない重大なことであると思います。

村長はこの問題をどのように意識しているのか伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「災害復旧支援のあり方について」と「限界集落や耕作放棄地などをどうするのか」という、佐藤議員の質問に答えます。

初めに、「災害復旧支援のあり方について」お答えをいたします。

まず、農林水産物等災害対策事業における災害復旧についてですが、8月5日から6日未明にかけて本村を襲った豪雨は、日降水量で135.5ミリ、観測史上4番目で、しかもこの135.5ミリは、ほぼ5時間での雨量でありました。

また、午前4時前後の10分間の降水量は18ミリ、3時半から4時半までの1時間の降水量は67.5ミリ、月降水量631.5ミリは、いずれも観測史上1位の記録でありました。こうした気象データからも過去に例のない災害だったことがうかがえます。災害発生後、約1週間で被害状況の確認を行い、農地、農業用施設ごとの被害数は800カ所を超え、被害箇所数は約350カ所と推測をしております。

11月20日現在、本事業における災害復旧事業の申請件数であります、211というふうにありますけれども、204に訂正をお願いします。現在工事中の約80件を合わせると、本年度中の復旧件数は300件弱、復旧率は85%になると見込んでおります。用排水路、農道等の復旧はともかく、農地は稲刈り後からのほぼ1カ月での復旧だったことを考えると、むしろ進捗したほうではないかというふうに考えているところであります。議員御意見の進捗しない現状は、特に山間地域に多くなっているというふうに把握しているところであります。

さて、農地の災害復旧は後回しという御意見ですが、農用地の災害復旧には受益者負担が発生すること、国、県、村の補助金の発動動向等、受益者の復旧に対する意思決定が重要であります。そのため、今回の災害においては、県内どこの市町村よりも早く村独自の支援を決定し、8月21日には農事代表者会議を招集し、補助金を交付する旨の説明を行ったところであり、決して後回しにしているものではありませんので、御理解のほどをお願い申し上げます。

そして、国会議員の視察場所やマスコミ報道される場所については、住民生活に直結する大きな災害箇所、村単独では復旧できないところであり、国の災害復旧事業に申請し災害査定を受け採択されてからの復旧工事となることから、冬期間工事ができないものは翌年度繰り越

し事業となります。国会議員の視察や報道機関の注目を集めた場所が優先的に復旧されるということはないというふうに理解をしております。

次に、公共土木施設災害復旧事業についてですが、ことし8月の2回にわたる大雨により、村内各地で道路や河川など公共土木施設が損壊しております。村道及び普通河川の被害状況といたしましては、村道が31件、被害額2億6,100万円、河川が5件、7,100万円で、合計3億3,200万円を公共土木施設災害復旧事業として国庫負担申請をしております。そのほかにも国庫負担申請の対象とならない小規模な村道の損壊が10カ所、2,000万円ほどの被害が発生しているところであります。国庫負担申請しました災害箇所については、10月中旬より災害査定が始まり、12月上旬まで延べ5週間にわたって実施され、12月上旬に終わる予定となっております。災害査定終了後に順次、復旧工事を発注する予定であります。

災害復旧工事については、発災から3年以内に復旧工事を完了することになっておりますが、国道・県道と集落を結ぶ村道や、今後の融雪・大雨により孤立集落の発生が懸念される村道、来春の営農活動に支障を及ぼしかねない村道・河川災害などを優先して工事に着手したいと考えております。できれば来年度中に全て完成し、民生安定に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、議員皆様方の御理解、御協力をお願いいたしまして、災害復旧の支援についての答弁といたします。

次の質問であります「限界集落や耕作放棄地をどうするのか」という質問にお答えをいたします。

最初に、限界集落については、議員御意見のとおり大蔵村に限ったことではなく、全国的な問題となっております。特に西日本の割合が高く、限界集落の定義でもある65歳以上が人口の50%を超える集落というのは、国土交通省の調査によれば、27年4月の時点で約1万5,600集落と発表されており、今後確実に増加するものと思われ、限界集落が増加することにより、当然いろいろな問題点も起こってまいります。

まず、人口の流出による空き家・空き地の増加であります。このことも限界集落問題に限らず、全国的な問題となっております。

次に、農林業への影響であります。これらの問題は、議員御意見のとおり、耕作放棄地の増加につながり、食料自給率の低下を引き起こす要因ともなります。山林においても適度な間伐もされず、地表面の植物も不足し、山林が持つ保水機能の劣化とともに表土が流出しやすくなり、土砂災害につながりかねないものと考えております。また、行政コストの増加にもつなが

り、1人当たりの負担も多くなってまいります。

以上が一般的に言われる問題点ですが、現在全国的にとられている対策というのは、空き家バンクによる移住促進、空き家の有効活用や再生によるイベントの開催、IT産業を中心とした企業誘致等が一般的に行われておりますが、どれも村単独では進められる事業ではなく、そこに住む住民の方々の協力と理解、そしてさらには住民の方々の意識の変化がなければ成功するものではないというふうに思っております。

限界集落に関する問題は非常に根深いものであり、一朝一夕で解決できるものではないというふうに考えますが、この問題を解決することが、ひいては耕作放棄地の減少につながるものと考えます。今後も村としては、地域活性化事業補助金及び地区公民館等活動推進事業補助金を通し、各集落に支援をしてみたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、長期的な視野を持ち、問題解決の取り組みに臨み、住民と村が協力しながら問題解決を見出したいと考えますので、議員皆様方の御協力をお願いいたしまして、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 大変丁寧な答弁でありました。ありがとうございました。これはなかなか難しい問題でありますので、一問一問分けて質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、1問目の災害復旧のあり方についての再度の質問ですけれども、村長言うとおりの、8月5、6日、これはすごい、50年に一度あるかないかという豪雨で、これは誰もが想像できなかった以上の災害であります。改めて自然の力のすごさを実感しました。私も6日から8日にかけて村内をくまなく、2回ほど見て回りましたが、現場に行くと恐怖感さえ感じました。

被災後の対応は、先ほど村長の答弁のとおり、役場職員を中心に、災害状況の把握や取りまとめ、報告など、整理ができないほど膨大なもので、担当職員の苦労は察して余るものであります。本当に御苦労さまでした。

その結果、努力した結果ですけれども、少しずつではありますが、先ほど85%ぐらい直っているかなという答弁でありましたけれども、やっております。1日も早い全体の復興を期待しております。

そこで、復興工事に関することですけれども、今回の災害のみならず、3年ぐらい前にも災害があったときも質問しています。それと答弁が同じような感じ、と感じましたけれども、補助事業に関して、これは大変なことから、もう少し詳しく質問をして確認をしたい

と思います。これは確認ですから、はっきり答弁いただきたいと思います。

現在村で行っている補助事業ですが、当初は小規模災害事業で、工事費が40万円までが限度で、そのうちの2分の1、つまり20万円までが補助になり、40万円以上の分は補助対象にはならないと認識していますが、それでよろしいのですか。答弁願います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私が答弁できる範囲内では答弁していきたいと思いますが、専門的なことになれば、間違いを防ぐ、あるいは間違った私の理解を防ぐというふうな意味で、担当課の課長に答弁をさせたいというふうに思います。ただ、今の件は確認ということですので、私も当然その中に入って取り決めをしているということでございますので、答えられる範囲ですでお答えをしまいたいというふうに思います。

小規模災害については、以前からこれは40万円というふうな上限、決まっております。そして、その中での2分の1補助、ただし今回については県の補助もあり、それに上乗せをした形というようなことで、県からの補助金も全て村に一括して入るわけですので村から出るようになりますけれども、最終的には40万円の事業費の中の6分の5が補助というふうなことになるかというふうに思います。2分の1、いわゆる50%の補助ではなくて、パーセントに直しますと、約83%以上になるはずであります。

小災害として扱ったものの40万円というふうな上限を私言いましたので、40万円以上かかったものについては自己負担になります。ただし、40万円までの上限ですので、6分の5の補助、83%分全て補助金という形で支払われることになります。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） では、40万円以上、例えば山間地の場合、40万円やそこらでできるものではありませんので、それは自己負担は仕方ない、自分のことは自分でやれというのは原則だと聞いておりますので、それは仕方ないと思いますけれども、さっき質問の中で、自己負担の多さも考慮すべきじゃないかと言ったのはそのことなので、先ほど6分の5でしたっけか、八十何%になるのは、本当にこれは県の補填もあって、これはありがたいことで、被災者に対してはすばらしい制度だから、それはもう十分に進めることは、もらいたいと思います。今やっていますけれども。

それで、その中で40万円、補助事業そのものは補助事業ですから、何万円かかろうが、原状復帰が原則となります。原状復帰はその辺、1メートル、2メートルの傾斜だったらいいのだけれども、30メートルもあるようなのは原状復帰なんていうのは当然考えられません、できま

せん。それがネックになって原状復帰というのはどうだろうか。そういうのを何か制度、制度というか、そういうのを和らげるような要望を県にするのも行政の仕事だと思いますので、原状復帰は山間地では無理です。机の上ではできます。線を引いたり計算は。でも、現場ではできません。できないと思います。現在私のほうもやったのですけれども、原状復帰は無理です。

それで、例ですけれども、去年、おとしと災害があったやつを1年置いて、さっき県でやるには、査定とか何かいろいろあってすぐにはできないと。その関係で1年放棄しておいて去年の秋やったのですけれども、面積が7アールに減ったので10アールないです。それで、その原状復帰をしてやった金額が大体500万円です。1カ所7アールで500万円です。それを、幸いに、もとの農林省ですけれども、県の災害防止地域に入っていますので、自己負担はなくて、それは県の補助で受益者負担はゼロでした。それは、まれにそれはあるので、それが全部の災害に当てはまるということはまずありません。できません。

それで、さっきも言った補助事業は、40万円以上のことを言っているのですけれども、補助事業はあくまで原状復帰となれば、それだけ金かけて、果たして5畝や7畝の田んぼを直して、いや、それなら俺、頑張ってやるべなんていう人は、いるかいなか、私はいないと思います。多分。多分だからそういうことは、もう私の親類で相当います。もうやめたというのを。

それは、これはひねくれているのですから、あまり気にしないでください。県とか国ではチャンスなんです、チャンス。それを見計らって基盤整備とか何かやっていますので、収量、米とかそういう食料に関しては大した問題はない。でも、県とか国では、あなたやめなさいと言えないので、やめますというのはしょうがないと。だから、多分そういうことはもう頭に入れての農政でやっていてチャンスだと、私さっき言ったけれども、ひねくれてと言っていますので、聞かないことにしていただいて結構です。

それで、こういうことは村長に答弁しろと言っても無理だと思うのですけれども、その一番ネックになっている、その原状復帰ですね。そういうことをどうやって解決するのか、できないものをやれと言っても無理だし、例えば柔らかくしたり、少々勾配を緩くして、今度災害がないようなことでも補助対象にならないものか。そういうことを県や国に要望するのも村の仕事、行政の仕事だと思っていますけれども、村長、答弁をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員が言われていることは、四ヶ村や、ああいった急傾斜地の中で稲作をやっている方々全てが考えている、そういった思いだというふうに理解しております。

私も農業というふうな、兼業農家であったというようなことから、平場の経営でありましたけれども、そのことについてはよく理解をしているところであります。

それで、おっしゃるところのそういった理不尽なところを国や県に要望するのも行政の仕事ではないかというふうな御指摘、当然、議員御存じのとおり、今までの流れの中で、その辺については何回も何十回も申し上げてきました。つい最近で申し上げれば、東北農政局長との話し合いがちょうど1週間ほど前にございました。さらには、4日ぐらい前には最上総合支所の支所長さんを初めとして、各部長さんとの話し合いの中でも、そういった要望をきっちりやっております。当然、上京した際も各大臣、あるいは官房長なり、あるいは総務大臣なり、農林水産大臣にもそういうようなこと、あるいは官房長官にもそういったことも申し上げているところであります。

それで、原状復帰というふうなことでございますけれども、ああいった傾斜地のところで原状復帰といっても、例えば40万円以上の工事費がかかるものですから、それを公共災害でとろうとした場合、その事前の設計費とかそういうもので、もう工事費以上のお金がかかってしまいます。ですから、小災害で農家にできるだけ負担をさせないつもりで、私どもはいろんな考えを巡らして今の制度を村単体でつくっているわけです。それを選ぶのは受益者でございますので、どちらを選んでくださってもしょうがないかなというふうには。

現実として、これから要望する分は別としましても、今の中で最良の策をして、そしてできるだけ災害復旧を図っていかなければならないと考えるのが私たちの使命だというふうに考えてございます。そのことは議員も十分におわかりかというふうに思います。

それで、のり面を公共災害で直すとした場合、当然、そういった公費を使うわけですので、規定に基づいた、法律に基づいたのり面の傾斜が出てまいります。そうすると、四ヶ村のような田の場合は、田んぼをつくるどころがなくなります。のりが長くなっていますので。そういったこともあって、原状復帰ということは難しい。また、やるにしても、今議員がおっしゃったように、7畝、8畝の場所に何百万というふうなお金をかける。今田んぼの価格は幾らでしょうか。平地であっても10アールでもう30万円、40万円の時代でございます。当然、経営として成り立っていかない。

ですけれども、私どもが国や県に要望しているのは、経営として成り立つ、成り立たなくて、国土を守る、あるいは水田の持つ多面性機能を維持していく、そのことが人間社会にとって必要なことですから、ぜひ支援、補助をお願いしますという形で、国や県に要望しているわけでありまして。そのことも御理解をいただきたいというふうに思います。

以上、私のほうからはこれぐらいの説明しかできませんけれども、担当課長から必要であれば、公共災害について40万円以上かかった場合、それに対しての救済方法もございます。その辺について詳しく説明させていただきます。いかがですか。（「お願いします」の声あり）越後課長、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 補助率の関係ですけれども、つけ加えまして、今村長が答弁したのは、農地に関してでございます。農業用施設に関しては、上限が100万円で3分の2の補助があります。水確保、水路、農業用水、水確保の部分については、最大幹線水路、川から直接水をとる幹線水路に関しては上限が300万円で3分の2ですので、補助金については最高200万円までの補助金が今回交付されます。

それで、40万円に関しての農地の部分ですね、農地の部分の40万円に関しては、現在204件、先ほど答弁にありましたけれども、204件の申請件数があります。その中で、先ほど農地の部分で、204件のうちの165件、これが農地の部分です。そのほかは施設になります。165件のうち、その40万円よりも足が出た分、40万円以上かかった部分に関しては、特に国の災害補助を申請できない部分もあるのですが、大体10件ぐらいです。この件数を見ると、ほとんどが40万円前後で、実際完成をしているところだというふうに考えております。

ただ、今年度、完成もしくは着工できない部分に関しての50件、先ほど答弁にありましたけれども、50件に関しては、やはり規模が大きい、現在どういうふうな方法で復帰をしたらいいかというふうなことを検討している部分、それからことし工事をして、融雪による災害が再度懸念される部分なので、そちらの件数が現在はちょっと把握できていない状況です。農地の40万円という規定については、これは国の災害補助の基準ですけれども、村もそれを採用しているわけですが、40万円以内でほぼできているのが小災害だというふうに感じております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 先ほどの質問の中で、国会議員の視察や報道機関の注目を集めたところが早く直るんじゃないかと言いましたけれども、これはそのためにやっているのですから、これは大いに進めなきゃだめだと、それはそれで別問題として、やはりそうすれば個人負担も県の、国の持ち出してできるので、村でもいいことだと思うので、それはもう、さっき順序と言いましたけれども、それは村単位で順序と言っているのです、このことは大いに早く進めるべきだと、それに私は賛成します。

それで、こんな質問をするのは何で質問したかというところ、一応我々のところにもどうなるんだ、40万円以上どうなるんだ、原状復帰は無理だというあれが来るのです。申し込みや質問が。それにやはりきちっと答えなきゃいけないので、質問です。これだけ大きい災害ですから、そう簡単にパッパッとやります、できますなんて、できるわけではないことはわかっています。だから、その中身ですね、その中身がどうか、その被災者の方に伝える義務がありますので、半分、確認の意味で、何ていうかな、回覧とかなんとかで回してみんな知っていると思うのですけれども、なかなかそこまではみんな気が回らないので、こういうことも我々の役目だと思って質問しております。時間がないので、これはこれとして、このことはまた後で2名の方が質問あると思いますので、そのときにまた足りない分を答弁願いたいと思います。

それで、次、2番目に入りますけれども、2番目の「限界集落やそれに伴う放棄地をどうするか」であります。この問題は、空き家も含めて、過去に2回質問をしておきます。もう3年ぐらい前から質問しています。同じことを何回も質問して、ばかじゃないかおまえと言われるかもしれませんが、これはかなり村としては重大な問題で、死活問題でもあると私は思っております。人口減少は後継者不足、高齢者、これは本当に多くなるに間違いなし。この限界集落に近い集落が多くなっているのは間違いなしだと思います。

それで、この限界集落というか、なった場合、今まではその限界集落という言葉を使ったら人種差別だと言われたのですけれども、今は誰でもしゃべるような言葉になって、私も抵抗なくしゃべるようになりました。それで、この限界集落というのは、これは答弁等は求めないのですけれども、この限界集落というのを村長はどのように考えていますか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 限界集落というふうな、私の理解、考えといいましょうか、端的に申し上げたいというふうに思います。やはり高齢化が進んだり、件数の問題ではなくて、集落としてコミュニケーションをとっていけるのか、あるいはいろんな形の中の協調性をやっていけるのかと、集落機能を果たしていけるのか。それが難しくなってきたところ、そういったところを限界集落というふうに私は理解しているところです。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 私も大体同感であります。それで、この限界集落になった、なったというか、なっているのですけれども、なりつつあるのだけれども、当時としては、本当に必要で、物すごく必要で、村の予算、莫大な予算を投資したものもいろいろあります。生活道路とか農道とか、それから最近で言えば合併槽とか水道、全部そのときは必要でつくったのですけれど

も、今になってみれば、使っていない、全然使っていない、特にその、あちらに行く生活道路なんていうのはもう100メートルも、一件で100メートルもつくったのですけれども、今はカヤで埋もれて、街灯を照らす、夜なんかに行ったら不気味な感じがします。村長もぜひ1回夜にも来て、見ながら、一杯飲みながら見ましょう。

これからが本当は問題だと私は思うのだけれども、限界集落に近くなった場合、残った人の負担が物すごく多くなるんです。何の責任でも。それで、今まで50人でやってきたものが30人になり、20人になり、あるものは同じですから、維持管理経費、負担が重くなるだけ。2倍、3倍と。責任も当然重くなります。それで、今まで何とかしなきゃならないって頑張ってきた人も、やはり家庭の事情、子供の事情を考えたりすれば、ここまでで限界であり、これ以上集落に残っていれば、さらに負担が重くなる。目に見えています。こういう負担に耐えかねまして、できれば今のうちに集落を離れ、新天地に移住するというのが現状です。これを限界集落と、私は思います。

村長は、地縁団体という組織を知っていますよね。それは村にある財産、共有地とか共有林とかいろいろあるわけですが、それを0歳、生まれたときから死ぬまで、その集落に住所がある人は全員知り得る権利がある。それと同じことで、債務、借金とかいろいろあると思いますが、負債それも負担することになっています。その地縁団体に入っている大分何年ぐらい前、10年ぐらい前やったのです。

それで、極端な話、私1人になった場合、全財産、村の集落の全財産、全負債を私が背負うことになります。それは非常に大変なことです。だからその負担が少なく、その負担を負いたくない、できるだけ逃げたいということで、限界集落ということになると思います。それは仕方ないと言えば仕方ないのですけれども、そういう問題に、時の流れというふうに言わないで、やはり人間誰でも日の当たるところ、きれいなところに住みたいのは当たり前です。そういうものをただただ流して、ふたをするようなことだけはあってはならないと思います。

時間ですから、もっともっとあったのだけれども、時間なくなりましたので、これだけで。村長の答弁をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） かいつまんで答弁したいというふうに思います。今までのお話の中で、佐藤議員が自分の住んでいる集落を含めて、いろんなその限界集落というふうなことが予想される、そういった地域を回りながら、いろんな自分なりの対策を考えてくださっているというふうに思っています。そのことについても、議会という場ではなくて、いろんな話し合いの中

でも、あるいは村長室においでになって、私に対していろんなお話をしてくれるということが、そういった気構えがあるからこそやっていただいている活動だというふうに感謝とお礼を申し上げます。

そういったことで、話の中で、今まで一軒家とか、そういったところにいろんな投資をしてきたと。それが無駄になるというふうなことでは私はないというふうに思っています。人1人が住むということは、それだけ重い現実があるわけであります。それで、そういったことに対して、できれば、なかなか差がつくようなことをしないで、皆さんと同じような境遇の中で生活をしていただけるような、そういった環境をしっかりと維持していく。そのことも行政としての大事な務めだと思っています。

ただ、要望があればの話です、それもね。ですから、いろんなことを話し合うときに、まずはその限界集落と言われる地区であれば、その方々のいろんなお話、そういったものを聞きながら、もし可能であれば、議員おっしゃるように集団移転、そういうことも決して村では考えていないわけではありません。

ただ、これはやはり無理強いするのではなくて、ある程度皆さんの考え方がそういうふうな考え方になれば、村もそれに前向きに検討していくというふうなことに私はしたいというふうに考えています。それを私どもの役場側から強制的に、移らなければその後のいろんなライフライン、いわゆる生活環境の整備はしませんよとか、そういうふうな脅しにも似た、そういうような形は絶対私はとっていきたくないというふうに思っています。

先ほども申し上げましたとおり、1軒でもおうちがあれば、村道として、生活道路として整備をしていく必要がある。それで、何年か後にそれが無駄だというふうなことを言う人もいるかもしれませんが、その時点に戻ってみれば、決して無駄なことではないというふうに私は捉えてございます。

そういうふうなことで、私は一人一人の個人の村民の安心・安全を第一として村政運営をこれからも心がけてまいりたいというふうに思っているところです。以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君）　ここで休憩いたします。

再開は11時といたします。

午前10時50分　休憩

午前11時00分　再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

1 番早坂民奈君。

〔1 番 早坂民奈君 登壇〕

○1 番（早坂民奈君） 私は、「子育て支援の拡大充実を」と「高齢者向け住宅の考えは」という2点について、村長に質問いたします。

子育て支援として当村では中学生まで医療費の無料化、生後8カ月からの保育所の入所、そのたいろいろな支援を行っていることに私は敬意を表しております。しかし、これでよいのでしょうか。国を挙げて女性活躍を推進しております。産休明けですぐに仕事復帰したいのに、子供を預ける保育所がなく、新庄の保育所に預けなければなりません。これが今、当村の実情です。新庄では認可外保育所を認可保育所に移行しようとしております。その結果、他町村の子供は預けられなくなるようになります。村で2カ月から預けられればそれはよいのですが、無理ならば、広域で対応できるように働きかけはできないものでしょうか。

また、出産祝い金やおむつ支給、そこに精神面でも支援できるファミリーサポートというものがあります。他町村でお祝いの一部としてチケットを差し上げております。ぜひとも当村でも導入していただけませんか。

次に、高齢者の方とお話をしたときに、こんな、この冬の除雪がとても心配で、冬だけでも住める住宅があればいいのになという話をあちらこちらで聞かれました。年寄りでも住みやすい家があれば、村ではそのような声を受け、高齢者用の村営住宅建設の考えはあるのか。

この2点について伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「子育て支援の拡大充実を」と「高齢者向け住宅の考えは」という早坂議員の質問にお答えします。

最初の質問の子育て支援の拡大充実ということで、特に働く母親に対しての支援をしてはどうかという質問のようですが、今まさに国を挙げて労働者不足の対応策として、活躍に期待したい女性の潜在的能力の活用を図る女性活躍社会法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が施行されております。

さて、産休明けにすぐに仕事に復帰したいけれども、子供を預ける保育所がなく、新庄市にある認可外保育所に預けなければならない。また、その認可外保育所から認可保育所に移行すれば受け入れていただけない状況があるので、2カ月から受け入れ、もしくは広域で対応でき

る取り組みができないかということですが、村ではゼロ歳児の受け入れを平成25年度から行っております。ゼロ歳児は特に疾病等に対する抵抗力が弱く、受け入れする場合にはゼロ歳児の特性に十分配慮した受け入れ態勢の整備をすることとなっておりますので、現在、8カ月経過後の受け入れとさせていただいております。

また、ゼロ歳児の現在の定員を超えると看護師等を配置しなければならず、有資格者の確保や財政の負担の課題があり、さらに既存施設を利用しているため、定員をふやすことは困難な状況にあります。

また、質問にあります認可外保育所から認可保育所に移行されれば預けられなくなるとありますが、認可・認可外を問わず、その施設の定員内であれば制度的に入所できるものと捉えているところであります。もちろん、その施設の受け入れ条件等または諸事情により入所できないこともあるかと考えられますし、広域で対応ということについては、本村でも既に市町村を越えた入所が行われている状況にありますので、当分の間は現行のままの受け入れ体制とさせていただきたいと考えます。

次に、各種支援についてですが、大蔵村では他市町村よりも率先して子育て支援政策を取り入れていることに自負をしているところであります。早坂議員御承知の名称等は違いますが、現在村では、子供の誕生をお祝いする誕生祝い金を第1子から10万円、2子、3子までであります。4子からは30万円というふうな祝い金を支給してございます。おむつの支給は県の事業で「メリーズお誕生プレゼント事業」の委託を受けて行っているものであります。

さらに、精神面の支援ということで、出産後の母親を総合的に支援してはということでしょうが、村では母子手帳交付の時点から母子を含め家族のこと、育児、家事、仕事などの悩みや心配事などを保健師が相談に乗っている状況にあります。

また、出産後、1カ月健診を病院で受ける時期に合わせて保健師が新生児訪問を行い、その後、3カ月、9カ月、1歳半健診時に面談しており、特に初産婦やリスクの高い産婦には1カ月以内に面談と生活指導を行っております。さらに1歳からは、ヘルシーティース事業にあわせて、虫歯予防や食生活などを中心に育児相談を行っていることや、教育委員会と共催し「わいわいセミナー」及び赤松生涯学習センターで開いております「わいわい広場」では、妊婦教室や小児救急教室、受講者同士の情報交換、育児相談を行っている状況ですので、出産前から出産後、子育てと、切れ目のない情報提供や相談業務等の体制を整えているというふうに思っております。

以上の申し上げましたとおり、子育て支援は他市町村と比較しても、顔が見える、心が通じ

合う、常に寄り添う姿勢で対応しております。小さい村だからこそできる子育て環境の村を今後も目指していく所存であります。お祝いチケットなど物資のやりとりではなく、村民みんな子育てを応援していく、そういった機運を盛り上げていきたいと考えております。

次に、「高齢者用村営住宅の建設計画は」とのことですが、御承知のとおり大蔵村は全国屈指の豪雪地帯であり、この地に暮らすには雪とどう共存するかがネックとなり、大変重要な課題でもあります。私が最も誇れる1つに道路除雪があります。冬期間の通行を支障なくし、村内の隅々まで除雪をする道路除雪は全国トップクラスと自負をしているところであります。

しかしながら、個々の家庭の雪対策となると、行政の支援にも限界がありますが、ひとり暮らし老人等の除雪扶助や冬期間の巡回事業など、できる限り高齢者の方々の生活を今後も支援する姿勢に変わりはありません。

質問は、お年寄りだけでも住める家をとということです。早坂議員御承知のとおり、村には特別養護老人ホーム翠明荘に併設しております生活支援ハウス翠があります。この施設は、高齢者が独立して生活することに不安のある方に、安心して明るい生活の場を提供する施設になっております。もちろん入居者数に限りもありますし、利用条件、また利用料金等の経費が必要となりますが、冬期間の利用も可能ですし、入居したい方がいましたら御相談いただきますようお願いいたします。

以上のことから、高齢者が安心して暮らせる一時移住や共同生活など村民が支え合える仕組みづくりなど、将来的には交流施設的な施設と連結した集合住宅が必要ではないかと思いますが、使用料等の自己負担や建設にかかる費用など財政的な課題もありますので、利用者を限定した村営住宅の建設は今のところは考えておりません。

今後とも、議員皆様方の御理解・御協力をお願い申し上げまして答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） それでは、初めに子育て支援について詳しくちょっと質問させていただきます。

村長も今説明していただきましたけれども、村では8カ月から保育ができて、それはそれで助かっているのですけれども、8カ月ということは、産休明けが2カ月くらいからなんですよ。そうすると、2カ月から8カ月の6カ月間、半年間を育休を利用できる方は自宅で見ているんですけど、それがとれない方は新庄市の認可外保育所のほうに預けている状態です。

それで、ことし、来年ですね、今4カ所、小規模保育所もありまして、4カ所が無認可の保

育所なのですけれども、その中の3カ所が認可保育所になると。それで、こちらのほうに定員内であれば、制度的には入所できるという答弁でしたけれども、この定員内というのが、ほとんどもう満杯で、私が聞いたところによりますと、もう無認可の保育所しか預けられないと。そして、私の友人、保育園を経営しております、その方に詳しく聞いてきたので、認可外に入れるために自分は認可しろと新庄市のほうから言われたけれども、それはそのまま無認可として残しておきますよ、大蔵村さんからもいらっしゃるし、他町村の方からもたくさんいらっしゃいますと。それで、1つが、認可になって預けられないから、それならば新庄市に土地を買って家を建てるという方が十数名いらっしゃるんだそうです。大蔵村ではないのですけれども、そういう方もいるという現状を踏まえての質問ですので、よろしくお願いいたします。

大蔵村で2カ月から預かってくれというわけではありません。今の現状で保育園を見てみると、本当に無理だなというのはわかっております。それならば、認可外の保育園に入れている親御さんに、補助をできないかなと。

そういうこともありまして、村外に預けているお子さん向けというのですか、村山市では、村山市にも認可外がないので、新庄市のほうに保育料負担の、こういう案内が来ております。これは村に確認しました。村でも同じように、認可の新庄市に預けている方の保育料の補助はしております。ただし、第2子が同時に保育園に入っているお子さん。そうすると、年が離れていて小学校に入っていて、第2子、第3子でも、保育園に入っていない子供たちは対象外ですけれども、村山の場合は、第1子から補助をしております。

そういう意味で、今親御さんが、経済的負担を軽減させるという意味で、第2子同時入所、保育園に同時入所ですね、の方の場合は、新庄に預けても補助ができるのですけれども、大蔵村ではちょっとそれがまだできていないと。そういうことは、もう少し考えていただけないものかなと思ひまして、これに対しては村長、いかがでしょう。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、直接再度質問されたことに答えます。認可外の保育所に入所させている保護者の方に補助ができないかというふうなことであります。現在は認可外保育所のほうに、施設のほうに村として大蔵村の児童、子供さんが入っているところに対しては補助をしてございます。これは、私ども大蔵村だけではなくて、たしか5年ぐらい前ですかね、ちょっと正確にはあれですけれども、最上広域の中でそういった最上地区全体の市町村から、町村から、子供さんを預けて管理というか、保育をしていただいているというふうなことがありまして、そういった認可外保育所の園長さん方がおいでになりまして、私ども首長に対して、ぜひその

支援をお願いしたいというふうな要望を受けました。

その結果といえましょうか、私どもの話し合いの中で、これは絶対にやはり必要な保育園だというふうなこと、認可外でありながらですね、そういったことで、1人には幾らというふうな形でたしか補助をしているというふうに思います。

ただし、さっきも言いましたけれども、保護者にではなく、その施設に対して、施設管理・運営するための補助金としておあげをしているところでもあります。

それから、最上郡の状況をちょっとだけ申し上げます。大蔵村ではというふうなことを力を入れて議員おっしゃいましたけれども、大蔵村だけではございません。最上郡の全ての町村が8カ月から、ゼロ歳児については8カ月からというふうな入所にしてございます。

ただ、1つだけ大きい真室川という、真室川なのですけれども、舟形ですけれども、6カ月から入所させてございます。このことは、やはり8カ月あるいは6カ月にならないと非常に感染というのでしょうか、いろんな病気とか、そういったことにもかかりやすいというようなこと、あるいは離乳食ですか、そういったことも……。

ごめんなさい。さっきのところで、保護者に対してもその後補助をしているんですね。内容については、県の事業として2分の1、それから村も2分の1。2人目以降に対してもしているのですか。2人目以降に対して今のやつをしているということですか。私どもがかかわったときには、先ほど言ったとおり、施設に対してだけだったのですけれども、その後が変わったようであります。どうも、うまく私がそのことを捉えていなくて、今発言してしまったこと、訂正して、あとの保護者に対しても補助をしているということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

そういったことで、とにかく先ほど私が言ったとおり、1回目で、そういった、2カ月ですと、人事の面、それから施設の面、それから看護師を置かなくてはいけないというふうなことが非常にネックとなっていて、なかなか大変だということで、最上郡の中では進まないというふうな状況であります。

それから、2カ月以内の子供さんを預かるというようなところは、全て小規模であります。つまり19人まででないと楽でないというような、全体の数で、今大蔵村は全体で120名ですね。そういうふうな形なものですから、その中で就学前まで、それから8カ月からというふうなことで、職員の皆様方はそれぞれの立場で非常に難儀をされています。

それから、先ほども申し上げましたけれども、ああいった、ある程度手狭なところでその人数をこなしているというふうな中で、今議員から要望のあった、2カ月ではないのですけれど

もというふうなこと、前置きがありましたけれども、なかなか難しい状況にあるのではないかなというふうに私も判断しているところであります。

このことについては、担当課と十分審議した上での結論としてここに答弁を申し上げたところであります。もし私の答弁のほかに、次の答弁あたりにいろんな内容について、さらに詳しくということであれば、担当課長から説明をさせたいというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1 番（早坂民奈君） 村長おっしゃるとおり、4カ所が小規模保育所ということで、その中で3カ所が来年度から認可外を外れまして認可保育所になるということです。それと、あと来年度から2つの保育所で2カ月から預かるということに新庄市では決まったそうです。

それと、今補助で保護者に対しての2人目以降というのですが、先ほども申しましたけれども、大蔵村では保育所に同時入所の2人目以降ではないでしょうか。私が申し上げたのは、年が離れていても第2子、それとも第1子でも2カ月を新庄市に預けている方に補助ができないかと。というのは、来年度から3歳児、保育料が無料になりますよね。そうなったときに、今まで補助を受けていた方は受けられなくなるのではないかなという思いもありまして、その辺もちょっと確認しながらお答え願いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私の捉えている考えで、来年度は10月からというふうなことでありまして、年度当初ではありません。その他の今言われたことに対して、私は先ほど、以前の状態しか知り得ていなくて大変申しわけなかったわけですので、これ以降は担当課長から説明をしていただいて、その後、もしそれ以上必要とあれば、以前の課長であった滝沢課長にも説明をさせたいというふうに思います。まず、国分課長、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 国分福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 第1子から、第2子のほうのということであったのですが、この件につきましては、ちょっと私のほうで知り得なかったものですから、滝沢課長のほうから補足をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 先ほど村長が、第1子の場合の補助ということで、先ほど早坂議員の村山の例を出したとおり、村山は第1子からという形になっていましたが、村山とその分を除いた補助金で同じでございます。県の事業としてやっておりまして、先ほど町長が申しあげたとおり、2分の1の2分の1ということで、あくまでも同時入所でございます。

それから、3歳以上児の無料化についてなのですが、もう既にうちのほうは国の事業に先立ちまして、今年度から3歳以上児については無料化ということで行っております。それで、国のその無料化がなったら、それ以降の部分については該当しなくなるんじゃないかという御質問なのですが、あくまでも村の単独で義務教育終了までの人数をということでやっておりますので、例えば片一方が中学生で片一方が、第2子が保育所であれば、当然第2子は2分の1になります。3歳以上児については無料というふうになっていますので、そこら辺は国の制度が始まったとしても変わらないということで御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 時間もないので次なのですが、ファミリーサポートの件について、ファミリーサポートというのが何だというのを、ちょっとわからない方もいらっしゃると思うので、ちょっとここで説明させていただきますと、子育ての延長を受けたい人と、延長したい人が会員となりまして、一時預かりなどを行う相互援助活動というものです。そして、これには子育て支援者育成講座という講座がありまして、その修了者が子育てのお手伝いを行う。これがファミリーサポートといえます。

それから、他町村というのは最上町なのですが、700円のギフト券を10枚差し上げまして、600円が実費、100円がその事務手数料ということで、700円です。利用するには制限がありませんで、例えば病院に通院するときに上の子がいて、上の子でも赤ちゃんとか子供がいて、歯医者さんに行くのにも大変だというときに、ファミリーサポートセンターというところに連絡をしますと、その資格を持った方がいらして託児をしていただく。そういうふうなので、こちらにチケットなどじゃなくて、これは本当に精神面で親にも、ちょっとの時間だから親に預けるには申しわけないしということで、このギフト券をいただいてすごく助かっていると。だから、通院だけでなく、ママ友と言っちゃおかしいのですが、お母さんたちが息抜きをするときに子供がいてはちょっと息抜きができない、そういうふうな育児うつを予防するためにも使わせていただいておりますよということでした。

ですので、ぜひともこれを、使う使わないは個人のあれですので、差し上げたから皆さん全部使うというわけではありません。本当に使わなくてそのまま何もしないで終わって無事に子育てをしているという方もいらっしゃるのですが、ただ、何かあったとき、ああ、ファミサポがあるんだな、じゃあ私も、何にもなくて当たり前ですけども、そういう利用の仕方もあるので、心の精神面で私はサポートができるのではないかなと思ひまして、ちょっと提案させていただいたのですが、導入のほう、お考えはいかがでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） なかなか専門的なことで、なじみがないことで今、議員みずからもなかなかわかりにくいので説明しますというふうなことで言うていただきました。この辺についてはまだまだ熟知されていないということで検討はしていくのですけれども、先ほど私も申し上げましたとおり、大蔵村ではいろんなやり方は違いはあると思うのですけれども、誕生から就学、あるいは義務教育課程の中で、他の町村から決して負けていない、一番優れている支援をしているというふうに私は思っています。

そういったことの中で、それぞれ特徴があってしかるべきだとは思うのですけれども、子育てについても、ただ、よそでやっているいいことについては、できるものは果敢に取り入れた形で、この村で住民として、村民としてお産もしていただける、そういった方々に対して子育ての安心に、安心してできるということを前面に押し出せる、そういった施策を今後も打ち出してまいりたいというふうに思っているところです。

村民の皆様、あるいは議員の皆様方のいろんな提案を受けて、そしてできること、できないことあるかと思いますけれども、取捨選択をしながら、しっかり対応してまいります。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1 番（早坂民奈君） 今村長がおっしゃったとおり、いろんな支援をしていらっしゃるのわかっております。ところで、もがみ子育て応援ガイドという本があるのですが、これはごろんになったことありますでしょうか。その中に、子育て、いろんなことが書いてあるのですけれども、その中で、子育て支援についてなのですが、子育て支援センター、今このゼロ歳児から赤ちゃんが、妊娠してからずっと、保健師さんたちがやっていることは多分子育て支援センターで行っていることと同じだと思うのですが、村では、鮭川村さんはあるのですけれども、戸沢村と大蔵村はないんですよ。

役場内で保健師さんたちが一生懸命対応したり、あと個別に訪問してくださったりと、それはいいのですけれども、その子育て支援センターというのが、いつでもそこに行けば保健師さんがいて相談もできる、わいわい広場もそうですが、それを常設しているような状態が支援センターだと思うのですけれども、これは村では支援センターという考え方というか、そういうものはないんでしょうかね。やはり役場まで行って、わざわざ行って相談するんじゃなくて、遊びに行ったところに保健師さんがいて、ああ、そうだ、これを聞こうという、わざわざでなくても常にそこに行けば自分の相談ができるというような、そういうセンターというのもちょっと考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 常設かどうかということは、また考え方の違いだというふうに思うのですけれども、人口から考えて、あるいはその自治体に合ったやり方で私はやったほうがいいのかなと思っています。当然、常設できれば一番いいわけでありますけれども、保健師さん、あるいは担当の職員が考えた中で、常設ができるかということは、非常に難しいのかなと、当大蔵村においてはですね。

ですけれども、いろんな事業をするときには、そういった受付、あるいは常時いろんな相談ができる体制をつくっているということは、先ほどの1回目の答弁で申し上げたとおりであります。構えて何々するというのではなくて、議員がおっしゃるとおり、何かのついでというふうなことも非常に大事なことだというふうに思っています。

そういうことも含めて、今後、今おっしゃられたことを踏まえながら、できること、できないことあると思うのですけれども、できるだけ妊婦さん、あるいは幼い子供さん方、乳幼児を持つ母親の皆様方に寄り添う対応をするというようなことを先ほど申し上げておりますので、その気持ちで対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） なかなか時間がなくなったので、最後に子育てのほうに、最後なのですけれども、遊び場ですね。公園というのが、やはりこの中には、大蔵村は何一つ書いていないんですよ。だから、これをつくれというまではいかないのですが、中心部に公園があったらいいのになという声もたくさん聞こえました。それで、どんぐりハウスのところにあるのですがなかなか、入居者の方が利用していて、ほかの人たちがちょっと利用しづらいと。それではじゃあというので、あやめ公園まで行くのですが、あやめ公園にマムシがいたのを御存じでしたでしょうか。マムシがいたんだそうです。それで、余り整備もなされていないので、ちょっと子供を遊びに連れていくには、行く場所じゃないなということでした。

なので、合海の柿崎さんから寄附されている土地、あいていますよね。あの辺も蛇はたくさん、整備されないと蛇はたくさんいるのですけれども、あの辺あたりに小さなそういう児童公園というか、そういうのもちょっと考えていただきたいなと。これは答弁でなくて結構です。私の意見ですので、考えていただけたらと思います。

そういうことを踏まえまして、子育てのほうは、もっとたくさん質問したいのですけれども、また次の機会にしたいと思います。

次が、高齢者住宅についてです。昨年のお大雪で、やはり皆さん、除雪は御苦労なさっており

ました。それで、ことしある方から「いや、来年またこんな大雪になるのだったら、私この村には住めないわ、息子が来いと言うからそっちに行くかな」という話が、あちらこちらで聞かれるんですよ。だけれども、この村が好きで離れたくはない。冬だけでも住めるところがあったらいいのになという事で、翠も一応紹介はいたしました。

でも、そうじゃなくて、私が聞き漏らしている方もたくさん、そういうふうな思いでいらっしゃる方がいるんじゃないかということで、村営住宅、本当に高齢者向け、ひとり暮らし高齢者向けの村営住宅を何か、レオパレスではないのですけれども、もう小さな最低限の家電を準備して、ただ冬になったら自分の身の回り品だけを持ってそこに冬場だけ過ごすというような、そういうふうな、通年使ってもいいのですけれども、そういうふうな住宅もちょっと考えてみてはと思って質問をいたしております。いかがでしょう。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） この高齢者向けの村営住宅の考え方というのはいろいろあると思います。まず、手っ取り早く、先ほども答弁いたしましたけれども、翠明荘の脇にある翠を使っていたらいいというのは、現在あいている状況なのです。そういったことで、ある施設を使わないでまた新たにということもいかなものかというふうなこともあります。

ただ、議員やはりおっしゃるとおり、いろんな使い勝手がいいような形に、やはり仲間でわいわいとしながら生活をしていく、特に議員がおっしゃっているのは、冬の間だけというふうなことでございますので、その辺を考えますと、いろいろ制約されることもあるのかなと思っています。

それで、考え方ですけれども、それでは空き家住宅をもし活用して、そういうふうな冬期間だけの生活拠点にできないかというふうな考え方もあるのですし、いろんな考え方ができるのかなというふうに思っています。そして、その人数的にある程度多くなって、どうしても必要だというふうなことになるれば、そういうふうな、村でかわる村営住宅として建てることも可能なかなというふうに思っています。

今現在、議員御承知のとおり、住宅団地を造成したり、いろいろな形で、あるいはこれから子育て支援団地も増設をしなくちゃいけないのかというふうに思っている矢先、各市町村でもそういうふうな取り組みをしてございます。そういうことで、割と村外からおいでになる方もいなくなってきたというふうな状況にあります。

私は、村外から引っ張るというよりも、村内の方が出ていかなければいいというのが1つの目的だったというふうにも捉えているのですけれども、そういうことを考えたときに、いろん

なことが出てくるのかなというふうに思っています。

議員御案内のとおり、いわゆる公費を使つての事業でございます。やはり皆様方にその効果がわかっていただける、理解をしていただける、そういうふうな使い方であれば、なかなか難しいものかなというふうに思っています。

そういったことで、決してお年寄りの皆様方をないがしろにするとか、そういうものではございませんけれども、やはり家族としてそのきずなをしっかりと確認することも必要なのかなというふうに思っております。

以前、私は議員さんの質問の中で、交通の足としての捉え方の違いということも申し上げたことがございます。全て村でというふうなことではなくて、家族の協力のもとにするとか、そういった、いわゆるまずは自分たちの家族の中でその和をしっかりと築きながら、会話のもとに、そういうふうな、何ていうのでしょうか、送迎ができたり、そういうことも非常に大事なことだと思っています。

それでもなかなかできない人もいるわけで、そういう人のために今は循環バスを使ったり、行く行くはいろんな方式で、議員からデマンドのこともございましたし、そういうようなことで、お年寄りに対してはしっかりとした政策を立てていかなければならないというふうに思っておりますけれども、何せ先ほど申し上げましたとおり、いろんな事業がめじろ押しの中で、重要性、必要性、そしてその効果がある、そういったものをしっかりと選別をしながら対応してまいりたいというふうに思っています。

役場の施設についても同じ状況であります。ぜひ御理解を賜ればというふうに思っております。以上であります。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1 番（早坂民奈君） 村長はいつも家族と一緒にきずなということで、それは本当に一番大切なことなんだなと思うのですが、ひとり暮らしとか、高齢者だけの家族の場合、やはり2人で話をしてもらちが明かないし、結局は隣近所の方をお願いしてということが今の実情だと思うのです。

先ほど空き家利用、これはすごくいいことなんですよね。だから、青森のほうでシェアハウスというか、1戸の住宅の中に、これは公営の建物でしたけれども、その中で皆さんで一部屋をまず自分の居住空間として、あとはお風呂場、台所、リビングというか、そういうのをみんなで使うというふうな形もありましたので、ぜひとも、住宅を新しく建てるのではなくて、空き家を利用して皆さん御一緒に住みませんかというふうなお考えをもっと前向きに進めてい

ただければ、ああ、大蔵村でも住めるなという感じが持てると思うのですけれども、ぜひとも空き家のほう、よろしくお願ひしたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員からそういったお話、質問をいただいて、私なりに考えていたことであります。先ほど私と議員が同じような考えになりましたけれども、決して新しく建設をしたりということではなくて、今あるものの利用とか、そういったことをしっかりやりながら、とにかくこの冬を元気に乗り切っていこうというふうな、そういったお年寄りの皆様方の団結といいましょうか、そういう協力が私は必要かと思っています。

そのためには、やはり近所づき合いの中でお茶飲みをして回る、あるいは今村でやっておりますサロンをさらに充実させるとか、いろんな方法はあると思います。そういった中で、私はいろんなものを解決する、一番大事なことの中として、1つとして、政策として、三世代同居、四世代同居を推奨していきたいというふうに思っています。

これは、大蔵村はその人数は非常に多いわけでありますけれども、いろんな手段を講じて、これをさらに推進をしていきたいというふうに私は申し上げているところであります。ひとり暮らし老人に必ずしもそれを強制するものでもありません。やはり事情によって村内から出ている家族の方もいるわけですから、それについてはいたし方ない。そういうことについてははっきり行政としてバックアップをしていかなければならないというふうには、責任感を持って十分考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

そういうことで、本当にこの冬、雪が降るから大蔵村では生活ができないなんていうことを言われぬように、やはり地域の皆様方の協力のもと、そしてその上に行政というものがあって、調整、連絡、そういうことをいろんな関係者の皆様方、例えば民生委員なり地区代表さんなり、そういった集落のコミュニケーションの中で解決をしていかなければならないものだというふうにも考えてございます。

以上、御理解を賜ればというふうに思っています。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 心強い村長の意見をお伺いいたしました。ぜひとも子育てと福祉に対する、高齢者に対する政策を、ぜひとも考えていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

〔9番 長南正一君 登壇〕

○9 番（長南正一君） 私は、豪雨災害の復旧について村長にお伺いします。

8月に二度にわたって襲った集中豪雨は、まさに50年に一度の豪雨と言われ、本村にとって甚大な被害が発生しました。その自然の破壊力は今まで経験のしたことのないすさまじいものであり、地域住民を恐怖のふちに追いやった天災は、いまだに脳裏から消えることはありません。

被害発生直後から行政と地元住民による実態調査が行われ、耕地、道路、水路、河川などなど、大小含め800カ所を超える大災害が判明しました。その後、復旧の対応については、その都度行政より被害者に対する相談窓口を設け、村、県の基準に沿った復旧が進められておると承知しております。

特に村の対応については、小災害の復旧対策がかなり進行しておるように見受けられます。重立った取り組みとしては、中山間地等直接支払いや多面的機能支払いによる交付金の活用、さらには地域や個人による自力の復旧もあり、その進捗はかなり高まっているように見えます。やはり行政による復旧費用の補助率の上乗せも被害者にとっては大きな励みになっており、行政の取り組みに対し大きな評価をいたしておるところであります。

一方、村内を回ってみたところ、比較的大きい箇所や大規模な耕地や村道、県道、それから国道に至っては、いまだ手つかずの状態であります。県の査定中とのお話もあります。その手順に従って作業を進めておることと承知しておりますが、何分にも12月以降は降雪期であり、復旧に支障を来すおそれもあります。県の災害復興予算もおおよそ120億円もの予算が決定されておる中、最大限迅速な復旧を図られるよう、県に要望していただきたいと思います。

災害箇所の地区においては、その復旧のめどと情報が伝わっておるものと思いますが、幹線道路や国道の復旧については、村民全員が関心を持ち注視しておりますので、先ほども申し上げた小規模災害の村全体の復旧度合いと大規模災害の復旧の取り組み状況とそのめどについて、村長の見解を伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「豪雨災害の復旧について」という、長南議員の質問にお答えいたします。

最初に、農林水産物等災害対策事業における復旧状況についてですが、11月20日現在、本事業による災害復旧事業の申請件数は204件、申請事業費は6,360万円となっております。内訳として、小規模農地等災害緊急復旧事業は、申請件数195件、事業費5,659万8,000円に対し、完

了件数は69件、35.4%、完了事業費にあつては1,818万6,000円で、その補助金額は1,317万円となっております。

農業用水確保対策事業につきましては、申請件数7件、事業費693万8,000円、完了件数はゼロ件、このほか農薬購入事業、農業用施設等復旧事業がそれぞれ1件、申請事業費は6万3,000円となっております。いずれも、現在完了確認済みの70件、1,317万2,000円の補助金については11月中に支払いを完了しております。

今後、現在工事中の約80件は、完了を確認次第、年内中に随時支払いを行います。残る50件につきましては、山間地域ということもあり、また秋の長雨によって圃場がぬかるんでいるため、重機の乗り入れができないことや、仮に工事を実施しても融雪による崩落が懸念されることから、受益農家は雪が消えてからの着工を希望しているものであります。この50件につきましても、平成31年度において本年度同様の補助対象としていただけるよう県と協議をしているところであります。

また、村が事業主体で行う国の農地農業用施設の災害復旧事業には、桂地区の猫滝ため池の堤体復旧に4,500万円、林業用施設の災害復旧事業において、熊高・桜峠線、塩・藤田沢の道路崩落復旧にあわせて4,500万円の災害査定が終了し事業費が決定しており、今後、発注に向けた準備を行い、平成31年度の降雪前の完成を目指すものであります。

次に、公共土木施設についてですが、ことしの8月は大変な大雨に見舞われ、村内各地で道路の崩壊が発生し、稲沢・藤田沢・桂・作の巻地区が平成25年度以来、再び孤立する事態となりました。孤立した集落の皆様方には大変な御不便をおかけしたところであります。気象警報を見ますと、土砂災害警戒情報の発令が2回、大雨警報が5回発令されるなど、これまでに経験したことのない大雨が長時間にわたったことにより被害を拡大したものと思われます。

8月6日以降も、雨が降るたびに土砂が道路上に流出し、その都度土砂の撤去作業を行っております。これまでに村が行った土砂撤去などの応急対策としての作業委託料としては3,500万円を支出しております。道路のり面の上部などには水分を大量に含んだ土砂がいまだに残存するものと思われ、来春の融雪時に再度道路等に流出することが予想されますので、今後、その対応も必要になってくると考えているところであります。

豪雨災害の復旧につきましては、先ほど佐藤 勝議員への答弁で申し上げましたとおり、国道、県道、県で管理する一般河川につきましても、村で管理する村道及び河川と同じように公共土木施設災害復旧事業として国庫負担申請し、現在も災害査定を受験している状況にあり、採択後に順次復旧工事を発注する予定で、発災後3年以内に復旧工事を完成する旨を伺ってい

るところであります。

また、これだけの大きな災害を普及するためには、膨大な労力と予算が必要となります。公共土木施設災害復旧事業では、66.7%を国庫が負担することとなっており、残りを災害復旧事業債としての起債に対して95%が普通交付税として措置される制度となっており、県や村の財政負担が軽減されます。村道や県道については手つかずの状況との御指摘がありますが、国からの支援をいただくためにも、さまざまな手順を経る必要があることを御理解いただきたいと思います。なお、今回の災害については、まだ激甚災害には指定されておりませんが、村の財政負担がさらに軽減されるよう激甚災害の指定を強く要望してまいりたいと考えているところです。

現在も、村内各地で道路のり面へのブルーシートによる養生や応急対策のための片側交互通行の規制など、いまだに8月の大雨の爪跡が残っております。村民の皆様方には大変御不便をおかけしているところでございますが、村といたしましても1日も早く災害復旧工事が完成できるよう努めるとともに、国道・県道等についても早期復旧に向けて関係機関へ要望してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方の御理解・御協力をお願い申し上げまして答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前11時55分 休憩

午後13時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

長南正一君。

○9番（長南正一君） 休憩を挟んでというようなことで、ここまで大変変則的なまず時間のあ
る限り質問させていただきます。

午前中の質問の答弁をいただきました。また、一番最初に行われた佐藤議員の質問と重複する
というような形で答弁いただき、今までの現在の取り組みについて詳しく御説明をいただき
ました。私が心配しているのは、今回のこの災害により、特に耕地、それから道路、特に農道
や村道の災害には、いろんな農家の方々の受けとめ方があろうかと思います。中には、完全復
旧をして今までの規模を維持して頑張っていこうとする方や、今回の災害で少し弱い心になっ
て、ある程度災害の大きいところはもう復旧は断念して、規模を縮小して取り組むというよう

な農家が出てこれると、これは本当に心配なことだなと思っているところです。

それで、先ほど小規模農地等災害緊急復旧事業は、申請件数が195件ということで、そのうち完了が69件ほど、35.4%の復旧率であると。そして、現在工事が進められておるものを含めますと、最終的には85%の復興割合だと先ほどの答弁でもありました。また、今年度できない復旧については、来年度も同じ補助率で取り組んでいただけるよう県のほうに交渉中であるというお話もありまして、ぜひ翌年度になって補助率が下がるというようなことのないように、ひとつ今後しっかり県と交渉して確定していただけるようお願いしたいと思います。

それで、このたびの豪雨災害でこうむった耕地の復旧については、今お話ししました、今年度取り組んでおるのは、完了しての85%というようなことで、残りはその後どうなるのか、来年度繰り越しでできればいいのですけれども、その部分が復旧できないで終わってしまう心配もあるのかなというような、そんな、私も懸念しておるところです。

その点につきまして、農家等はどういうのが、がんばれというこういう支援策があるんだというような話がされておるのか、現在取り組んでおられる、村の広報というか、その復旧に向けての取り組み状況が、取り組む農家との話し合いの中がどのような形で進んでいるのかについて、まず第1点伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議員からは、災害申請、復旧申請をなされていない、それ以外の農家の方々との話し合い、あるいは耕作放棄地をふやさないようにするために、どんな形で取り組まれているかということですが、私はこの災害についての考え方というのは、全て公費で行うということはどういうものかなというようなことで、今回若干の負担をいただきました。ある町村によっては、完全に負担なしということもございましたけれども、それもやはり前例を踏襲しなければならなかったというふうな苦渋の選択であったということも聞いてございます。

そういうことの中で、やはり農業だけでないというようなこと、いろんな業種があるというふうなことから考えれば、公費を使う以上、ある程度やはり自分の財産、そういったものに対する責任というふうなことから考えても、応分の負担があってしかるべきだというふうに思っています。

ただ、何十年に1回というふうな、こういった大災害でございましたので、国、県、そして市町村というふうな立場の中でそれぞれの支援をする、そういった姿勢があって、この補助率が達成できたというふうに思っています。

その後の各農家についての周知、それから個別の対応等について、そういったことを防ぐためにどんな対応をしているのかというふうなことにしましては、担当の越後課長のほうから説明をさせたいと思います。越後課長、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 今年度復旧できない箇所についての対応というふうなことでございますが、答弁にもありましたように、災害箇所数は800を超えています。確認しているのは824カ所だったと思います。今回箇所数については824なのですが、災害箇所数は350を想定しています。それは、農道、農地、水路が1カ所であった場合、災害数は3カ所と数えていますが、災害箇所数としては1カ所というふうに考えております。それで350というふうなことで今想定しているわけなのですけれども、今後、当初824カ所を現地確認したものと、現在申請をしていただいている箇所をそれぞれ確認します。

それで、申請をしていない、されていない箇所については、再度これから確認をして、各農家の方々に復旧の意思確認をして、できれば耕作放棄地にならないような指導を補助金も含めて周知をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） それぞれ行政として親身に住民のために御努力されておるというようなことは、私も今まで承知していたのですけれども、こういう公の場でそういう心情というか、取り組んでいる状況についてお話をされれば、やはりその地域住民も非常に心強く、また前向きな気持ちになろうという期待感もできると思いますので、ぜひ引き続き、そういう農家支援のために頑張っていただきたいと思います。

耕地については、先ほど佐藤議員の中でも詳しく答弁していただきましたので、繰り返しはしないように、私もまた次の質問にさせていただきたいと思いますが、国道の災害復旧について伺いたいと思うのですけれども、国道ですので、事業主体が県ですけれども、あえてその部分の進め方がいまだ全然私に対しても伝わってこないのが今ありますので、あえてここで1つ、そういった県の対応についても村のほうからお願いしていただきたいという思いで質問をしたいと思います。

現在、熊高の地域で、地区で、大規模の改修工事が進んでおります。もう間もなく終了するのかなというようなところまで進んでいるようでございますが、この路線上には升玉地内の工事もありますし、また日陰のスノーシェッドの中での大規模な補強工事ですか、それがとり行われておるようでも、その手前の日陰のバス停の箇所についての国道の崩落、非常に

危険な状態になっておると思っております。特にバス停などは解体して、崩れる前に解体したのですけれども、土台が残っておって、それが宙に浮いたような形になっております。そのすぐそばには民家もあるというようなことで、これも今回の豪雨災害の大きい災害の箇所の一つだと思います。

それで、毎日我々も通るのですが、肘折温泉に来られるお客さんとか、大勢の国道を通行する人が、かなりの人数の方が通行しておるわけで、非常に、いつときブルーシートを剥いで、測量もやっているのを見受けたのですけれども、一応そういう調査、今後の改修工事に向けての測量かなと思ったのですけれども、まだ何とも手つかずで、きのうかおとといあたりに、もう国道にブロックが当たって危険だから、路肩のほうには寄らないような対策を講じておられるようでした。それで、道路の幅も3分の2ぐらいに狭められた状態で通行しておるのですけれども、下から見ても上から見ても、かなり路肩が崩れている感じで、本当に除雪の時期になるとどうなのかなというような心配をしているところですが、毎日通るいろんな大勢の方々が非常に心配して、復旧がどうなるのか、どういう形で復旧がされるのか、いろんな心配をしておられると思うので、その辺の情報について、ぜひ県のほうからも今後の対策について説明や情報公開があってしかるべきかなと思っているところですね。

そういう件について、村としても県のほうに促して、工事はこれから冬に向かってのことで、順調に進むなんていうことはあり得ないのかなというような、そういう、場所的にも非常に急勾配なところで難儀なことは重々分かっているのですけれども、これからのその進みぐあいと、それからどういような安全な道路に改良というか、改修していただけたと思うのですけれども、その進捗についてどういような、現在とこれから、いつごろそれが、改修が施されるのか。そういうものを県のほうから情報公開がされるように、ひとつ村のほうからも促していただきたいと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、長南議員から言われたことはもっともなことだというふうに思っていました。それで、私も大蔵村に来てくださる、仕事あるいは観光、その他の用事でもおいでになるという方々が口々に、大蔵村は今回の災害が非常に大きかったんだねというようなことで、そのやはり目安となるのが、ブルーシートの数だというふうなことでありました。これは決していいイメージではなくて、悪いほうのイメージというふうなことで大蔵村が捉えられる、そういった危険性もあろうかと思えます。

そういうところの中で、1日も早い復旧については、関係省庁、そういったものに役場を挙

げてお願いしているわけでありますけれども、個別の点について、担当課長としてお願いしていることがありますし、あるいは情報として出ている部分があるかと思います。その辺について高山課長のほうから説明をさせたいと思います。高山課長、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 国道458号、日陰地内の道路災害の件でございますけれども、先ほど来、村長のほうから答弁ありましたとおり、10月から12月の中旬まで現在、災害復旧事業として災害査定を受けているところでございます。工事の発注時期としましては、その災害査定業務が終わってからの発注となるように聞いております。日陰のバス停につきましても、これからの発注になるかと思いますが、下のほうからコンクリートブロックですとかいろいろな構造物を立ち上げて国道の幅員を確保する、そういった工事を今後やる予定でございますけれども、どうしても雪が多い地域でありますので、工事そのものについては雪解け後に取りかかりたいというようなことを県のほうから伺っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 今、課長から説明があったように、そういう取り組みであるんだということは、こういう会話の中で我々も今の時点ではわかるのですけれども、それを村民にある程度事前に周知していただけるような広報のあり方というようなものをひとつ検討していただければと思うのです。

それで、詳細についてまだわからない段階でどうこう言えないというようなこともあるかもしれないけれども、一応目安として県のほうではどのような取り組みで今後進めるかというようなことを、その進めぐあいがわかると、ある程度その通交できる、している方々も安心する、できるのかなというような思いがあるので、わかり次第、小まめにそういう情報提供をしていただけるようにひとつ県のほうにも計らっていただきたいと、そういうような要望も私のほうで聞いたのです。それに対して県のほうでどう、村のほうでどうというような県に対しての働きかけを、それが広報として伝わるような可能性があるのかどうか、それについて伺いたいのですけれども。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） これは私は私見でありますけれども、担当課長を通して、県、国にそういうふうにしてほしいというようなことは伝えますけれども、担当課長としてどんな方向で行こうとしているか、その辺ちょっと答弁をしていただければというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 国道458号のみならず、例えば大石田畑線の稲沢地内で、現在も片側交互通行なっておりますので、道路管理者である県のほうから今後の復旧工法ですとか、復旧時期、工事の時期なんかを再度詳細なところを確認して、地域の皆さんに広報ですとか回覧などで、周知できれば周知していきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） ぜひ国道については小まめに情報提供していただけるようお願いしたいと思います。

もう1点質問ですけれども、先だって、12月4日に四ヶ村地区のほうで、新庄河川事務所の砂防事業の語る会ということで村長さん以下大勢の課長さん方も出席して、そこでいろんな話し合いとかされたわけですが、その折に新庄河川事務所の副所長さんですか、斉藤さんからお話あった、最上川中流直轄河川改修着手60年を記念した式典がある、その中で講演があったというようなことで、平野有海さんですか、気象予報士のお話がありました。

これはその折の記事なのでありますが、この中で紹介されるのが、気象庁が蓄積データをもとに作成した2100年の予報を紹介すると、山形県の夏の最高気温は43.2度まで上昇する可能性がある。東京の真夏日は連続100日以上になる可能性があるというような、そんな中で各地で大雨が発生し、逆に雨が降らず農作物が枯れる被害も、さまざまな現象があるのですが、総じて雨の降る量が今まで以上に降るような予報がされて、また台風の勢力も、非常に強い台風が襲来するというような予報の話がありました。それからしますと、これから地球温暖化で異常気象がふえるといったようなことが予想されるわけで、その現象で一部で起きている35度以上の猛暑日、1時間の降水量が50ミリ以上の大雨が、確実に今までも増加しているといったようなことが、内容のお話がありました。

それで、やはりこういったことが、ことはこれまでなかった、50年に一度の大災害というような大雨、豪雨といったようなことでありますけれども、今後、50年後にまた来るということでもなくて、今後の50年のうち、その豪雨が来年来るかもしれないというような予想すらできるわけで、こういった気象データから見ますと、非常にこれから災害の発生が起こり得る可能性が高い年代というのかな、そういう状況に陥っているのかなというような、そういう感じもします。

それで、今回の豪雨災害の完全復旧が3年をめどにそれが実施されるというようなことで、そういう取り組みで取り組んでおられるわけですが、今年度の災害が完全に終了する前

に、またことしのようなものが襲った場合、本当に、非常に大変な事態に陥るというようなことになろうかと思います。今回も非常に箇所数が多くて、その復旧には村内業者だけではなかなか対応できない、手が届かないというようなお話も聞きましたので、その中でもこれだけ頑張って、本年度完成すれば85%まで完了するというようなところまで頑張っていたのですけれども、こういう異常気象が予想される今後に対応するためには、ある程度落ちてからの対応というようなことではなくて、想定できる範囲内でひとつ前もってそういうマニュアル化を、対応するマニュアル化も考えていく必要があるのかなというような思いをしております。

また、郡内平均に災害が発生したということでもないし、ある程度余裕があるというか、被害の薄かった自治体もあろうかと思うので、そういう大災害の発生時においては、ある程度その自治体からの協力とか業者からの応援体制とか、そういうものもある程度考えておく必要があるのかなというような、そういう思いをします。

その点、それなりの対応はされておられると思うのですが、こういう異常気象の発生を予想されることからしますと、もう一歩進めた形でその対応策、想定される範囲の対応策というもののマニュアル化というかな、応援体制、そういうものを考えていく必要があると思います。その点について我々も、今の取り組み、考え方はどうなっているのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、長南議員からは、その50年に一度のこういった災害が来年来るかもしれないというのは、もっともだというふうに思っています。50年に50回かもしれないということですよね。そういったことを考えた場合、次の災害に備えていろんなことを手順をマニュアル化するという、これもやはり大事なことだと思っています。

村のいろんな事業というものは、当然災害も捉えていますけれども、全てのことに對していろんな計画を立て、そしてそれに基づいて事業を進めているわけですが、災害の場合は、まずは第一に人災をなくすといひましようか、そういったことだというふうに私は考えてございます。そのためのマニュアル化、そういったものは村の防災計画の中にしたためてありますので、あるいは各集落、あるいは各旧学区内でのハザードマップなり、そういったもので住民にも周知はしているところであります。

私はこういった水害についての、豪雨災害についてのこういった土砂崩れについては、やはり完全に防ぐ手だてというのはないと思います。ただ、それに備えていろんな用排水路なり、そういったハード的ないろんな工事はきちっと計画どおりやるということが大事なことだろう

というふうに思っています。

それから、最上地域の中での広域的な協力体制といいますか、そういったことをしっかり常平素から考えておく、構築をしておかなければならないというふうな御指摘だというふうに思っています。そういった協力体制においては、我々最上郡8市町村長は、月1回の会議の中で、特に今回の災害を捉えて、やはり同じように、自分の自治体だけでなく、もし物資の不足等があった場合、被害がない地域から被害のあった地域、どこよりも先にその最上管内の中でしっかりお互いに協力し合うということは確認済みでございます。

そういった中で、まずは山形県の前に最上地区の中で、そして山形県、そして東北、全国というふうな輪を広げていく。幸いにも、我が大蔵村は日本で最も美しい村連合の中で、65の自治体の中でお互いに支え合いをしております。今回も日本の西のほう、あるいは四国、九州、そういったところにも村として、同じ仲間として、全国に先駆けていろんな物資も送付してございます。まず何がその場所で必要かということを問い合わせ、最小限必要なものをまず供給するというやり方、今回の場合は、四国の場合は、水ということでありましたので、大蔵村の水も送付してございます。

そういうことで、いろんな市町村との連携は小まめにしっかりと今構築しているということをお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 今、広域的にもいろんな形で取り組んでおられるというようなことで、私が1つ申し上げたいのは、こういう災害が発生した場合の人的な協力体制、それはもっともですけれども、復旧についての例えば災害に対する復旧について、ある程度業者間とか自治体間で支援ができるような、速やかに復旧できるような体制づくりというものをひとつ、これまでの人的な交流、支援体制と、またはそれに上乗せした形で、その災害が発生した場合の協力体制、応援体制というものをひとつ構築していただければというように思っておるところです。

また、前回に続きましての今回の豪雨災害、非常に今までなかった災害で、対応する側についても、非常に難儀されていたことだと思うのです。その御努力に対しては、私も本当に敬意を払って感謝をしておるところであります。

先ほど申しましたが、耕地災害につきましても、15%ほどが残るような状況かなと思うので、できれば完全復旧してもとの姿に戻った形で、大蔵村がひとつまた元気よく、次の世代に引き継いでいかれるような、そういう協力体制というか、取り組み体制がしっかりできていれば、また明るさも戻ってくるのかなというふうな、そういう感じもしますので、ぜひ引き続き今ま

でどおり、今まで以上に執行部の皆さんの頑張りを期待して、私の質問を終わりたいと思います。時間ですので、じゃあできれば最後にひとつその件について、村長の見解、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、長南議員が言われたのは、人的協力ももちろんでありますけれども、それ以上に災害復旧というふうにかかる建設業者間、そういった体制も構築をしていかなければというふうなことだろうというふうに思っています。今回は、最上郡の中でも比較的南部といいましょうか、そちらのほう被害が大きかったというふうなこと、たしか2年前の災害もそんな感じでありました。それはやはり地形的なものによるのではないかなというふうに思っています。いわゆる奥羽山脈の中での、やはり月山、ハヤマ、そういったものを抱えている、その地域の被害が大きかったというようなこと。特に舟形、大蔵、戸沢ということだろうと思いますが、それ以外のは、新庄もありますけれども、北部のほうは割と少なかったという、そういうことから考えれば、今長南議員がおっしゃった、そういった建設業者間の協力も当然必要なと思っています。

でも、今回も、必ずしも大蔵村の業者だけでは間に合わない状況なものですから、新庄、あるいはそれ以外の市町村からも当然建設業者さんが入られまして、いろんなお仕事をさせていただいております。その辺についても村の補助金適用ということをしたのですけれども、こういった非常時の場合には、それについても差をつけないというふうな形でしておりましたし、いろんな形の中で、最上郡、これは共通の課題であり、共通の理解のもとに進めていかなければならないというふうに思っています。

そういったことで、今私がこれから参加というか、出席することになります広域の理事会だったり、町村会の中で、もちろん議会の中で、こういうふうなことを言ってくださった議員もいるということも御紹介申し上げながら、1つの話題提供ということで、今後そういった方向に進めればいいんじゃないかなというふうな思いで発言させていただきたいというふうに思います。

なお、今回の災害については、非常に県議会の中でも、あるいは県当局としても、大蔵村の対応が非常に早かったということ、あるいはその指針といいましょうか、農業者主体に考えた対応というようなことで、しっかりとした趣旨を説明しながら、どうすれば農家自身がその再生産意欲だったり、農業を継続する意欲を出せるかというようなことの道を示していただいたというようなことで、非常に高く評価をしていただいているところであります。金額的な問題

はあろうかと思いますけれども、必ずしも全てをただにするということではなくて、こういった災害については、共同責任のもとしっかりと対応していくというふうな1つの方策として、その機運をしっかりと示すことができたのかなというふうに私は思っています。

これも議員の皆様方の御指導のもと、こんな感じでできたというふうに思っておりますので、今後ともぜひ有事の際には、議員全員が村のいろんな状況を事細かに把握していただき、我々執行部に対して御助言・御指導を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。以上であります。（「質問を終わります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 2番佐藤雅之君。

〔2番 佐藤雅之君 登壇〕

○2番（佐藤雅之君） それでは、私から村長に2つの点で質問したいと思います。

まず、第1は「村営バス（肘折温泉－新庄線）のサービスの向上を」であります。そして、2番目が「補助金活用で電気自動車充電設備の整備を」であります。

まず、1番目ではありますが、山交バスの廃止に伴い、昨年4月から村営バスとして肘折温泉－新庄間が運行されています。従来に比べ、運賃の引き下げ等利用者に喜ばれている反面、乗務員のマナー等も含め苦情も聞かれています。今回はあえて苦情の部分には触れません。この路線は、高齢者、通勤、通学の住民、観光客等、利用者属性にばらつきがあり、利用者間のニーズが相反する側面は否めません。当初は山交バス廃止に伴う足の確保を最優先に取り組んできたと思います。しかし、次の段階で利用者ニーズを探る、こういう時期が今来ているのではないのでしょうか。

そういう立場から、2つに分けて質問をしたいと思います。

1つは、運行路線の拡大です。例えばであります、金山地区や四ヶ村の各地区も経由する便を月に数回程度設け、医療機関への受診や買い物等の利用ニーズに応えられないのでしょうか。

2つ目は、音声ガイダンスをバスに搭載し、停留所の明確な案内、折々の村民や市民向けの情報の発信、観光・歴史スポットなど見どころ紹介、季節に応じたイベント等の案内などができないのでしょうか。また、肘折温泉への旅情を誘う音楽や大蔵村の昔語り等を短く流すなど、住民も観光客も楽しめるひとときをつくることはできないのでしょうか。

新庄市内でしか乗り降りしない利用者もいるかとは思いますが、新庄市とも話し合い、山交バスの代替としての足の確保から一步進んで、より高いサービスを提供する工夫ができないか、まずこれを村長に伺いたいと思います。

2つ目は、先ほど来、豪雨の問題等がありますが、異常気象の中、地球温暖化の問題が国際

的な大問題になっています。いわゆる化石燃料からの脱却が今後ますます進展し、自動車も今のガソリン車から電気自動車等への移行、変化が起こることが容易に想像されます。今全国各地に電気自動車専用の充電設備の設置が広がっています。村内でも民間の一部に設置をしているところがありますが、公共的な施設等にも国の補助金等を活用して整備・設置を図る時期に来ているのではないのでしょうか。

交通機関が少ない当村への来訪者の交通手段に占める自家用自動車の割合は高く、交流人口の増加を図る上でも効果が期待できると思います。なお、設置後の維持管理は、特に冬期間の除雪等が当村では1つの課題であります。移動可能な充電設備も近年は市場に出ていると聞いております。こういったものも含めて、設置に向けての村長の考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「村営バス（肘折温泉－新庄線）のサービス向上を」と「補助金活用で電気自動車充電設備の整備を」という、佐藤議員の質問にお答えいたします。

まず、初めに「村営バス（肘折温泉－新庄線）のサービス向上を」という質問ですが、平成29年4月より運行を開始しました肘折ゆけむりライン「肘折温泉－新庄線」は、おかげさまで多くの方に利用していただき、運行開始から1年半の利用客は4万人を超えました。今年度は昨年度と比較して利用者が7%増加しており、新庄市民の方からも、料金が安く利用しやすいとのお言葉をいただいております。佐藤議員御意見のとおり、運行開始に当たり、まずは路線の確保を最優先に取り組んだところでございます。あわせて、これまで山交バスを利用していた方が混乱しないよう、基本的な路線等は同様としたところでございます。

質問の1点目、運行路線の拡大については、現在金山地区については、スクールバス混乗便、また四ヶ村地区については、スクールバス混乗便と自家用有償旅客運送の循環バスを地区内に運行しており、そして診療所へ向かうには、「肘折温泉－新庄線」に乗り継いでいるところがあります。議員からの提言は、その乗り継ぎをなしに利用できないかとのことだと思います。現在、スクールバス混乗便等は、18歳以下と60歳以上は無料としております。路線を拡大するとなると、「肘折温泉－新庄線」との整合性から村内全域を同じ料金体系にしなければなりません。

また、「肘折温泉－新庄線」は、地域間幹線系統路線となっており、現在国や県から補助金をいただいて運行を行っている状況です。この補助の条件は、1日当たりの輸送量が15人を超

えることとなっていますが、「肘折温泉－新庄線」は、現在15.1人とぎりぎりの状況ですので、路線を拡大することで、運行本数の増加と理解され、この条件がクリアできなくなるおそれもあることから、慎重な対応が必要となってまいります。

「肘折温泉－新庄線」は、生活路線でありながら観光客の移動手段でもあり、多種多様な御要望をいただいておりますが、それぞれの地区の状況や観光、通学・通勤、通院など、利用する立場やおのこの御要望の違いにより、1人のニーズに応えると反面、それ以外の方が不都合になってしまうことがあります。大変難しい問題であります。いただいた御要望に対しては、その優先順位や経費などを考慮して、時間をかけて検討・見直しを図ってまいりたいと考えております。

質問の2点目の音声ガイダンス整備についてですが、現在停留所等のアナウンスは運転手が行っております。走行距離が長く、停留所も多いため、状況に応じたアナウンスが必要となりますので、引き続き運転手によるアナウンスを行ってまいりたいと考えますが、整備の導入効果や費用対効果について今後検討してまいりたいと思います。なお、運転手の案内アナウンスについては、委託業者に今後もサービスの向上の徹底を指導してまいります。

また、観光案内や情報発信、音楽などを車内で流すことについてですが、現在、通学・通勤で毎日のように利用されている方もおり、また音楽等が不快に感じる方もいらっしゃるかもしれません。公共の乗り物ですので、利用する方々に迷惑とならないかななどを考察し、今後検討を行ってまいりたいと思います。

高齢化が進展する中、住民の移動手段の確保は喫緊の課題と認識しております。今後は村だけでなく、地域や隣接する自治体、国や県、また交通事業者等とも連携しながら、移動手段の確保に対しどう適応していくか、本村の交通事情や地域特性を踏まえ、総合的な観点からの検討に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

次に、「補助金活用で電気自動車充電設備の整備を」という質問にお答えいたします。

佐藤議員御意見のとおり、電気自動車やプラグインハイブリッドカーについては、国産自動車メーカーに限らず、世界の自動車メーカーでも現在開発の中心となっています。

電気自動車のメリットとしては、環境に優しい、ランニングコストが安い、操作性に優れている、税などの減免が受けられるなどがありますが、その反面、充電時間が長い、車両価格が高い、冬期間の航続距離が短くなる等のデメリットがあると聞いています。

さて、充電設備の設置についての御意見ですが、まず最上地域の状況について報告をいたします。新庄・最上地区には、充電ステーションとして登録されているところが現在19カ所ござ

いまして、当大蔵村は2カ所でございます。公共施設に設置されているところは金山町のみでありまして、そのほかは自動車の販売会社、ガソリンスタンド、道の駅、旅館・ホテル等となっています。

村内での自動車登録数や観光客が乗り入れる電気自動車等については、把握はできていませんが、少なからずとも増加傾向にあると考えられます。

今後、電気自動車の普及がますます図られると思いますが、その推移を注視し、設置場所についても、果たして庁舎がいいのか、観光地がいいのか、十分に検討してまいりますので、議員皆様方の御理解をお願いいたしまして、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） まず、送迎バスの運行についてなのですが、当初、山交バスの代替ということで、足の確保ということで、従来の路線を守るということで始まったのは、私も記憶しています。そのときに、当時の総務課長のほうにも質問したのですが、その後の段階で運行状況を見ながら、さまざまな拡大、地域の拡大も含めて検討するというお話でありました。まだ1年半ですから、その時期にはまだちょっと早いかと思いますが、今の段階ではぜひ検討していただきたいと思うのです。

そうした中で、一例であります。村長の言うように、スクールバスとの混乗ですとか、あとは自家用有償旅客事業者による、いわゆる四ヶ村の村営バスと循環バス、その連携があるのは承知しているのですが、例えば金山の例でいいますと、このたび地域に配られたバスの時刻表を見ると、このスクールバスとの性格からいってやむを得ないわけなのですが、仮に金山から乗って肘折に着くのが、朝7時16分の金山に乗って、肘折に着くのが7時19分です。それで、村営バスに乗って新庄のほうまで行こうとすると、それにつながるバスは8時過ぎじゃないんですね。1時間以上そこで待たされるというか、肘折の中で待つような形になります。帰りもそうなのですから、そういう形で非常に、乗る人がいないから本数も少ないのでしょうけれども、本数が少ない原因不便だからということも両方あり得ると思うのです。

そういった意味で、村長は15人を切ると補助金の問題もあって、打ち切られるんじゃないかという心配もあったのですが、定期便ではなくて、例えば1カ月に金曜日だったら金曜日に1便だけ、臨時便として金山地区とか四ヶ村地区を、これは有料になるわけですが、その日に限って朝と帰り、その時間も人によって違うでしょうけれども、そういった形で、ならば15人以上になるような形にして、臨時便としてやれば本数がふえたことにカウントされて、平均値が下がってしまうということは必ずしもならないのではないかと思います。そうい

うやり方はどうなのでしょう。まずお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員おっしゃるとおり、1年半が経過して、まだ早いような感じがするのですけれどもというふうなことでおっしゃっていただきました。私も丸っきりそうだというふうに考えます。ということは、いろんな本文の質問の中でも、苦情についてはあえて今回は言わないよというふうなことでお話しなさっているわけですが、今回皆様にはまだこれは手に届いていないと思うのですけれども、おおくら12月号の広報があります。今回は、肘折のゆけむりラインですね、バスについての特集を担当職員に組んでいただきました。これは非常に反響の大きいものであって、広報が反響をいただく、このゆけむりラインの実績、まず人がふえたということ、去年からいくとですね。そういったことも含めて、非常に注目を浴びているということでもあります。廃止になったところがあえてまた人がふえて、その人がふえたというのは例がないというふうに思っています。そういったことで特集が組まれていますけれども、いろんな角度からいろんな人の声を載せてございます。

非常にこのごろの広報、誰が見てもわかりやすく、そしてその意図をしっかりと皆さんに周知できているということで、非常に好評であるわけですが、そういったことも含めて、ぜひ見ていただければと。むしろ苦情といいましょうか、そういったことを心配するより、こういったすばらしい面もたくさんあるんだなということも、ぜひ理解をしていただければというふうに思います。

それから、質問に答えてまいります。路線バスではなくて、いわゆる循環バスのような形で週に1回ぐらいというふうなお話でしたけれども、その辺の工面の仕方というのは、ちょっと私、存じ上げていませんので、担当として携わっていただいている総務課長のほうからその辺については答えさせたいと思います。総務課長、お願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 今、臨時便として運行すれば、既存の路線とは別という考えではないかという御質問だと思います。実際のところ、私もそう最初は考えました。ところが、競合する部分が多いので、例え臨時便であっても、発着後が違うだけで、既定の路線と同じ考えでなる可能性のほうが大だと、大きいという担当者の考えです。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） ということは、この15人を切るかどうかの判断に、その辺もかわるということですね。他方で、今15.1というのはいつの数字かということもあるのですが、だんだ

ん利便性がよくて乗っているお客さんもふえているということで、3時何分かの便だと、今回たまたまかもしれませんが、乗り切れないぐらいのお客さんが出たということを耳にしているのですが、その15.1という数字を、あるかどうかというのは、いつのこれは数字でしょうか。直近のものでしょうか。（「このことについても担当課長答えてください」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 補助金申請については、前年度の乗車に関してですので、この15.1というのは、まだ今の現在で、補助金申請はまだ確定しておりませんので、この15.1については28年の10月から29年の9月までの割合でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） そのときの需給のバランスというのは変動するので、一概には言えませんが、今の村長の広報も含めた中身も見ると、やはり需要は、運賃も低下して利便性も一定程度あることから、15.1から上回ることも想定されると思います。普段あけてみないとわからないので、私も金山等々に行くと、確かにスクールバスはあるけれども、それに乗って行く人なんて誰もいないよと。そして、今高齢化の中で、よく聞くように免許証の返納があつて、返納したり、あともう近々返納したいという人が、まず肘折まで出るのが大変だということで、鍵金野の方や、もちろんそちらのほうまで全部一気にやれというわけではないですが、差し当たって、金山付近にはそういった形で肘折まで出て、そこで何分も待たされているというのは大変だということもありました。

あと、きょう、ちょうど日陰のところで、この循環バスと路線バスの接合のとき、瞬間を見てきたのですが、確かにそこは、日陰のところは6分違いぐらいで、ちょうど日陰のところに循環バスが来ると、新庄線が来るような形になっておるのですが、ただ、寒いということで今回、災害もあつて、バス停もなくなったものですから、循環バスの中で待っているような状況でお客さんが乗っていた状況があります。

そういった意味では、できるだけ直通でできる便を、毎回というわけではないのですが、月に一遍とか、そういう形でぜひ拡大していく方向で検討を深めていっていただきたいと思います。

そこで、ちょっとお聞きしたいのですが、このバスの利用については、バス利用の推進を図る推進委員会というのがあると思うのですが、ちょっと名称、正確には覚えていませんが、その推進委員会等では、こういったバス路線についての考え方について何か議論がなされているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 各地区の中から路線バス、あるいはスクールバス混乗方式をとっている各集落の代表という方で何名かいらっしゃいます。その内容についてですけれども、担当課の課長からお答えさせていただきます。課長、どのような話があったかということ、それからその構成の内容について、総務課長からお答えください。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 大変申しわけございませんが、今年度はまだ、いつも年度末のほうで新しい構成といいますか、決まってからやっていますので、今年度についてはまだ開催はしておりません。

内容については、昨年までの内容については、当然佐藤議員がおっしゃるようなことも話には出ます。あとは接続時間とか人数とか、そういう一般的な御要望ということで認識しております。以上です。（「構成メンバーを詳しく」の声あり）構成メンバーについては、済みません、今手元に資料がございませんので、それで地区代表の代表さんと、あとは利用者代表として老人クラブさん、あと保育所の児童が通園していますので、保育所の所長、そういった役職の方です。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 大体構成がわかったということと、ことは開かれていないけれども、前年度では前にも言ったような形で接続の問題等々、議論になっているということではありますので、地域の方の、それは本当に空で走らせるのだったら走らせないほうが私もいいと思うので、例えばそういう金山なら金山地域の月曜の何時からだったら1台でみんなで行けるのかというような号がつけれるのであれば、そういった話でもう、ある程度需要が見込めるような段階になって実施するような形でもいいと思うのですが、そういう形で利用者と行政が需要もしっかりと押さえながら、地域の運行の拡大を図っていただきたいというふうに思います。

もう一つ、そのバスの中でのアナウンス等々なのですが、確かに私も触れましたけれども、さまざまな方が乗っているので、こっちを立てればあちらが立たずという状況があるとは思いますが。しかし、そうした中でも、やはり観光としての魅力を1つの柱として打ち出しているわけですので、ぜひ大蔵村に来て、また来てほしいという、来てよかった、また来たいという思いを、ぜひバスの中でも醸し出していただきたいということで、地域の昔語りだとか、そういったものを、長いものは難しいでしょうけれども、そういうことだとか、ビュースポットの案

内ですとか、そういったものを細かく流してやっていければと思うのです。

それで、時間帯にもよると思うんですね。例えば朝晩であれば通勤・通学、あと保育園の送り迎えという形で、割と地元の人を使う場合は地元密着の情報を流して、昼間の時間で割と旅行客が乗っているような場合は観光案内的なものを流すということで、多少時間で分けることによって、ニーズがばらついてはいるのだけれども、一定程度的を絞って宣伝ができると思うのですが、そういった工夫をする余地はないでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） このことについても、委託している業者の運転手さん、つまり今現在バスを運転をしている方々との話し合いといいたいまいしょうか、聞き取り調査を行っております。当然そういった方々については、観光目的として来る方については、かなり肘折のことについて精通をしていると、情報を入手していると。ですから、高度な説明でない限り満足をしていただけないような、そういうふうな状況であるということでした。

ですから、むしろそれだったら、くどくなるといいまいしょうか、ほかの乗客の方にも迷惑になるというようなこと、先ほど言ったように、ある程度多目的立場の中でおいでになっている方々、それぞれ違うものですから、個人のそういったことに配慮もしなくちゃいけないということであれば、むしろバスの中に村の観光パンフのようなものを置いて、必要とする方はそれをとっていただけるような、そういったほうが無難ではないかというふうな案も出されたというふうなことを聞いてございます。

今後、今佐藤議員から言われたこともあわせて、いろいろ協議をしながら、そして工夫をしながら、より大蔵村の観光について知っていただく、そんな手だてを考えていかなければならないというふうに思っているところです。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 私もパンフレットのようなもので対応するというのも1つあると思います。全部が全部音楽を流したり、音声でというわけではないと思いますので、そういった意味では、パンフレット等々で関心のある人にはとってもらう、そういう宣伝の方法も確かにあると思います。

あわせて、苦情ではないのですが、ガイドランスを機械ですか、音声ガイドランスを導入というのは、もちろん雪が降ったり、さまざまな路面状況によって長い短いがあったり、時間がかかるかからないがあったりして、臨機応変な対応は直接マイクでしゃべったほうが、運転手さんがマイクでしゃべったほうが対応しやすいという側面もありますし、直接しゃべったほうがお

客さんも人間味を感じるというか、優しさを感じる側面もあるかと思います。

ただ同時に、苦情ではないのですが、やはりちょっとガイダンスの漏れといいますか、告知すべき停車場、停留所の案内が漏れてしまったり、お客さんといろいろ会話して、会話が弾んでしまって、なかなかうまくほかの人の、お客さんの対応ができなかったりとも聞いているので、運転手さんが集中して運転できるようにするためには、ある程度は機械化できるところは、もちろん費用対効果なのですが、機械化できるところはして、しっかりと最低限伝えなくてはいけない停留所の情報ですとか、そういった、あとシートベルトを締めるとか、そういう情報は音声ガイダンスを導入したほういいのではないかと。それプラス、何かあればそこでちょっとした情報も提供できるような形がとれないかと思うのですが、再度お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 運転者の負担を考えた、当然そういうようなことも運転手さんの口から発言があったということを聞いてございます。何せ43カ所バス停があるものですから、その都度運転手自身の声でアナウンスをするということも大変だということも、聞かれたということでもあります。決してガイダンスを導入しないということではなくて、いろんな面から考えているということを御理解ください。

それから、やはりある一定の声だといいいのかもしれませんが、アナウンス、その運転手の直接のアナウンスで、人によっては聞きづらいとか、いろんな苦情といいましょうか、そういったことも出る場合もあったよということで、むしろそういった場合には、機械的な音声のほうがいいのかなというふうに思えたこともございます。

一長一短はあると思うのですけれども、とにかくは、今佐藤議員おっしゃったとおり、運転手はあくまでもそのバスを安全に運行することに一番主眼を置かなくちゃいけないというふうに思っております。そういったことで、運転に専念できる、そういった環境をつくってやることが大事かと思っております。

そういったことで、先ほどの観光案内もしかることながら、やはり運転業務に専念できる、そういったことに特に村としてスクールバス、あるいは村営バス、そして定期路線バスを委託しているわけですので、まずは第一にそちらのほうだというふうに捉えているところであります。その上でいろんなサービスができるところは鋭意検討しながら、できるだけ皆様方の要望に応えられる、そんな方向でできたらというふうに思っております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） わかりました。村の広報のためにも、バスの空間というか、あの時間と

いうのは非常に有意義に活用できれば、交流人口の拡大にもつながりますし、住民の利便にも資する時間と空間でありますので、ぜひ考えをさらに進めていただきたいと思います。

次に、2つ目ですが、電気自動車の充電設備なのですが、私もいろんな資料を見ますと、今2018年ですが、2030年、40年ぐらいになると、こういった電気自動車のほうがガソリン車を上回るんじゃないかということが世界的にも言われています。それで、デメリットということで挙げている部分は、いろいろあるんですね、走行距離が短かったり、冬場なんか特に放電してしまっ、思ったほど走らなかったり、そもそも充電設備がないということが、余りないということが、普及が進んでいない理由とも言われているので、そうした中で、こういうのを早く、いち早く導入するというのが、1つの先行者利益といいますか、有利といいますか、宣伝ポイントになるかと思うんですね。

恐らく今ももう遅いかもしれませんが、多くの自治体や地域でこういったものを、設備をつけ始めているので、みんながつけたときにつけているのでは、ちょっとやはり一般的過ぎて、余り売りになりませんけれども、比較的早い段階で、ああ、大蔵村はそういった充電設備もあるよということで認知されることによって、電気自動車に乗りかえたお客さんも誘導できるような、そういう側面もあると思うので、これは長く考えるよりも、お金の面もありますけれども、ぜひ早目にこういったものを打ち出したほうが、地域の差別化にもつながると思うのですが、その点、どうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） この充電ステーションの設置については、必ずしも行政がやらなくてはいけないということではございません。ですから、大蔵村にも自動車関係の会社、あるいは人が集うところ、そういうところがございます。そういうところにお話をしながら、もし設置していただけるようであれば、この補助金を活用して、大いにつくっていただければというふうなことで進めてまいりたいと思います。

ただ、公共施設については、今役場のこともありまして、建設の問題がありまして、そういったこともあり、確定ができない状況ですので、今後、佐藤議員おっしゃるように、大蔵村としてこういった施設があれば、いろんな宣伝効果にもなるというようなことですので、いいことは早目にやる、それは当然考えていかなければいけないというふうなことでございます。

今、先ほど申し上げましたけれども、大蔵村には2カ所ということで、肘折に1カ所、清水に1カ所ございます。これは、肘折というのは旅館の前のところ、それからもう一つは自動車会社さんのところであって、それもロータスというふうな全国チェーン的なものの中で、設置

がある程度協力のもとというふうなことでされているようなことでございます。大蔵村にいうのは、非常に小さい村としては多いんじゃないかなというふうに思います。

そういったことで、最上郡の中でも決して、全然つけていないというふうな大蔵村の存在ではありませんので、これについてはまだまだこれからいろんなところにもお話をすれば、そういうような可能性も出てくるかと思ってございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） もちろん行政だけでなく、民間でもということはあると思います。

私は公共的施設にもやはり必要ではないかと。役場の場合はちょっと、庁舎の移転等々の問題もありますので、今つけてまた外すようではちょっと余り意味がないのですが、観光施設で役場が管理しているようなところも含めてですが、やはり今必要なのは、旅館でいいますと、1泊してもらうためには、長時間かけての充電のほうがお客さん対応、泊まり客対応としてはいいのですが、日帰り温泉の場合だと、急速充電というほうがよくて、そういったいろいろ駆け引きもあったりはすると思うんですね。長期の時間がかかったほうが1泊と、ちょうど中和性がとれるという場合もあるのですが、いかんせん数が少ないので、ひとつ、急速でも30分ぐらいかかるので、ガソリンスタンドぐらいの10分ぐらいで済むという問題でもないで、それが数少ないと、電気自動車がどれだけふえるかにもよりますけれども、数が少ないと、結局待っていると1時間近く待たなくてはいけないということもあって、ネックになっている部分もあると聞いていますので、そういった意味では、率先して遠くからもお客さんが安心して乗り継いでこれると、途中で電気を充電して大蔵村まで来て、そこから帰りの電気がなくなったというふうにならないような形をとってもらいたいと。あと、移動式というものもあるようですので、固定式にこだわらず、移動式のものも使えるかどうかというのを検討していただければと思いますが、何かあればよろしくをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今設置に向けての具体的なお話をいただきました。それで、私のほうから、大体幾らぐらいするのかというふうなことも調べさせていただきましたので、御紹介というか、皆様方にお知らせをしたいと思います。

設置工事費として、大体5年ぐらい前の金額ですけれども、ある自治体で設置した例を申し上げますと、630万円の工事費、設置工事費、充電器を含むということでありました。その中で補助金としていただけるのが430万円ということで、残分200万円については持ち出しということになります。保守経費としては、年間約40万円ぐらいというふうなことでありました。た

だし、その維持経費についても8年間だけ、設置してから8年間だけ補助制度があるということ。使用料としては、大体1回の充電につき500円ぐらいかかるというふうなこと。

それで、やはりその地区にそういった電気自動車がある、ない、よそから来たのがするというふうなこと、充電するということもあるのでありますけれども、地元にも、どうしてもその近くに電気自動車があれば、多く利用するというふうなことも書かれてありました。そういうことも含めて、大蔵村に電気自動車がどれぐらい普及しているのか、そういうことも含めて検討する必要があるのかなということは思っております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） どうもありがとうございます。この間、豪雨の問題だとか、あとは限界集落の問題、さまざまそういったことが各議員から言われましたけれども、やはり今、そういう中であっても、交流人口の拡大ですとか、人を呼び込むという正面作戦ではないですが、村としての存続をかけると同時に、やはり将来に残る種を1つずつつくっていく、育てていくことも当然必要だなという、村長もそういうふうを考えていると思うのですが、そういった意味で、一つ一つは小さなものかもしれませんが、こういった形をとることによって、持続可能な村づくり、そういったものができるというふうに私は思っていますので、そういった点からもぜひ、時間をかける部分はかけてもいいのですが、今すぐやったほうがいいものについては、ぜひ判断を急いで素早い判断、迅速な判断を求めて、質問とさせていただきます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今佐藤議員おっしゃられた、何もかにも遅くするというふうな姿勢ではございません。先ほども3人の議員の皆様方から、いろんな一般質問をいただいておりますけれども、大蔵村は決してよその市町村からおくれをとっているというようなことではなくて、果敢に、どの町村よりも早くやっていること、たくさんございます。

私が一番メインとしているのは、何回も申し上げますけれども、小さいからこそできることをいち早くやっていますし、またその必要性に応じて、全て最上郡の中で均一な考え方ではなくて、大蔵村に適している、あるいは絶対必要というものについては、余り例を用いないで、大蔵村なりの考えのもとで果敢に決断をさせていただいているところであります。特に子育て支援については、よその市町村でやっていないこと、たくさんやっております。

ですから、単によその市町村でやっているからというふうなことではなくて、こういったいいこともやっているのですけれどもというふうな形であれば納得はできるわけですが、

ただ、同じようにやってほしいというようなことではなくて、御理解をしていただければというふうに思っています。以上です。

○議長（鈴木君徳君）　ここで休憩いたします。

再開は午後２時25分。

午後２時１５分　休憩

午後２時２５分　再開

○議長（鈴木君徳君）

４番矢口　智君。

〔４番　矢口　智君　登壇〕

○４番（矢口　智君）　４年前に、「『清水・合海』まちなかに夢を」という同じタイトルで質問をしてございました。まだ庁舎改築・移転等の話などない時期でしたけれども、国道がバイパスを通るようになって、閑散とした村の中心である清水・合海まちなかを見て、将来構想としてのまちなかの再構築についての質問でした。

今回は、庁舎の改築・移転等に伴って、さらに大きく変わるであろう村の中心地のこれからのについての質問となります。まちづくりという観点での質問ですので、本来夢のある楽しい話を望むところですが、少子化や離村する家族が後を絶たないというような状況で、減る一方の情勢の中で、夢のある話も実に語りにくいというのが今の心境ですが、私自身は夢のない人生などあるかといつも思っていますので、厳しい状況に立ち向かって、若い世代に少しでも希望の持てる村でありたいと願っての質問であります。よろしくお願いします。

平成最後のと言われる１年も間もなく終わろうとしています。新しい時代へと移っていく節目の時期となっております。ことは冬の大雪、夏の集中豪雨と、災害に追われる１年となりましたが、やがて迎える新しい１年が村民の皆さんにとってよい１年となることを切に願っております。

ことしに入って、庁舎の改築・移転等の構想が出されて、私は通告までは移転は決まったのではないかと考えておりましたが、いたのですが、それで通告したわけですが、まだそこまで決まっていなかったということを聞きました。しかし、庁舎が動くか動かないかは別として、庁舎が新しい機能を持って生まれ変わるであろうと考えれば、この庁舎を含めた周辺の再構築の考えは必要ではないかと考えております。そして、その後、歴史のある村の中心地域、どのように考えていけばいいのかということを村長に聞きたいというふうに考えています。

役場庁舎に加えて、ともにハザードマップによる浸水区域となりますか、警戒水位としたのですけれども、その内にある診療所や中央公民館、またどのように考えていくのか。村民にとって村の中心地域の将来は、将来の姿は最も関心のあるところです。役場庁舎をどうするという1つの構想ではなく、「清水・合海」まちなかの将来イメージをあわせて村民に示す必要があると考えていますけれども、村長の考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「『清水・合海』まちなかに夢を2」と書いているのですけれども、私はあえて「ツー」と読ませていただきます。との矢口議員の質問にお答えをいたします。

矢口議員からは、平成26年6月定例議会において、同じ題名で御質問がありました。そのことは先ほど議員自身の口からも言っていたところであります。前回は、清水地区に国道のバイパスができたことによって、旧国道沿いのにぎやかさを取り戻すための将来像について、そして今回は役場庁舎の建設に伴う清水・合海地区の変化についての質問かと思います。

まず、役場庁舎の建設についてでございますが、以前御説明したように、現在の庁舎は耐震化をされておられません。大きな地震で倒壊または崩壊する危険性がございますので、新築を検討しているところでございます。建設場所につきましては、清水・合海地区にということで確認をしておりますが、遠く離れた場所に建設することは、来庁する住民の方々が不便を来し、住民サービスの低下を招くこと、さらには現在の場所ではなく、洪水警戒地域となっていることなどから、適地を絞ることが困難で、一番苦慮をしているところでございます。

さて、議員からは、庁舎移転後の歴史ある村の中心地をどのように考えるのかとの御質問をいただきました。議員御意見のように、役場庁舎をどうするといった構想だけでなく、将来的な公共施設のあり方、中心地域の将来像などの長期的な課題として検討したいと考えております。このことは、役場庁舎移転の有無にかかわらず、清水・合海地区の活性化を考えなければならない課題でございます。

御承知のように、清水・合海地区は、古くは最上川の舟運で栄えた地域です。その舟運を統治するため、清水城が置かれ、最上地域の大半を治めた歴史がございます。さらに、創業400有余年の歴史を有し、最上地域では唯一の造り酒屋もございます。これは、あくまでも私の個人的な考えでございますけれども、舟運が盛んだったころの河岸の復元や、北前船でもたらされた文化。また、本陣跡や小磯国昭さんの書状なども保存されておりますので、そうした資源を活用したまちづくりを行ってまいりたいと考えております。しかし、これには長い時間と住

民の皆様の御理解と御協力が必要でございます。まずは、役場庁舎の建築時に、そうした歴史・文化を感じられるような展示室を設けることも一考かと考えております。詳しくは、基本設計を行うときに検討したいというふうに思います。

現在、庁舎建設に当たって多方面から検討を行っておりますが、私は、庁舎建設に当たって、国の支援を得るがために急ぐよりも、清水・合海地区の村の中心地としての機能とともに、住民の方々に不便をかけることがないように、しっかりと将来を見据えた計画づくりを指示をしているところでございます。

近い将来に庁舎建設について、職員皆様方や村民の方々に一定の案をお示しすることができると思います。その後、村民の皆様方の御意見をいただき、具体的な実施設計に進みたいと思いますので、その際は御理解・御協力をいただきますようお願いを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） ただいま答弁いただきまして、村長の個人的な考えということで、舟運のこと、そういうふうなことを中心としたことを考えて、それはそれでいいのではないかと思います。それぞれいろいろな考えがあって、いいことだというふうに思います。

まず、それに先立って、村長の基本的な考えについて、まず伺いたいというふうに思いますが、例えばたしか4年前には、前向きに、時には先頭に立って考えていきますというような答弁をなされたというふうに記憶しております。

もう一つは、よく言われることに、住民の皆さんの考えを出していただいてまとめてということが、また1つ考え、これも村長、よく言われることだと思います。私の、今の村の状況ですか、村長が今、村政座談会、回られているわけです。うちのほうも議会報告会、2回、あしたで3回となりますけれども、村の雰囲気といいますか、どういうふうに村長は捉えているかと。私自身は、もっと建設的なと、もっと前向きな御意見が、もっと出てもらいたいものだなと感じているところですが、村長自身として、さまざまなその地区、例えば清水・合海地区、その清水・合海地区にもさまざまな方がいろんな意見が出てきて、それを反映させたいと、これは理想的な形ですが、今のお住みの皆さん、そういう夢を語れる、語るというか、非常に少なくなっているのではないかと、私には感じておりますけれども、まずこれ、村長の今の考えといいますか、思いとか、それをまず聞きたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、矢口議員が言われたことは、村長として率直に今、村民の考えとい

いでしょうか、方向性といいましょうか、そういったことについて、今思っていることを言っ
てほしいというふうなことだろうというふうに思っています。

確かに、1つ、村営の、村政座談会を見てもわかるとおり、大きい集落ほど開催されていな
いというのが現実であります。これはどうしてかという、ある程度ライフラインなりハード
的な整備が整っているというふうに捉えてございます。そういったことで、直接、あえてどう
してもというふうな要望事項ということが、そうさほどないというふうな捉え方で、欲を言え
ば、言っても仕方ないだろうとか、そういった消極的な考えでいらっしゃるのかなというふう
な思いで、ちょっと残念に思っています。

反面、中山間地と言われる地域については、本当に死活問題といいましょうか、今の農業問
題にしても、生活するにしても、いろんなことで非常に不便を来している、あるいは今後この
地域として、果たしてずっと未来永劫住んでいけるのだろうかというふうな、将来的な不安が
ありますね。そのことを村にしっかりと伝えていく、あるいはそういったハード的な面を解決
してほしいというふうな要望がどうしても目の前にあるものですから、そういった座談会を、
要望するというふうなことなのかなというふうに思っております。

それをまとめて考えた場合、やはり何ていうのでしょうか、人というふうな考え方に立って、
割とこう、大きい地区については、何ていうんでしょうね、人の厄介にならなくとも何とかや
っていけるというふうな思いが強いのではないかなというふうに思っています。反面、逆にそ
ういった中山間地の小集落については、みんなで頑張ってやっていかないとだめだということ
が、ひしひし伝わってきている。これは、2つまとめて足して2で割れば、一番いいのだろう
など、わかりやすく言えばですよ、そんなふうに私は思っております。

ただ、農業関係をちょっと見てみた場合、これもやはり中山間と山間と平場というふうな
ことで、3つに分けられる。さらに大きく分けようとすれば、平場と山間というふうなことに
なりますけれども、その農業形態においても、しっかり違いが出てきております。そのこと
について、村として明確な農政というのでしょうか、それをやっていかなければならないとい
うふうに私は考えてございます。

そういったことで、ちょっとくどくなりますけれども、今回の基盤整備に鑑み、土地改良区
の合併ということに踏み切った、それは私がかつて専業農家として培ってきた経験があるから
こそ、それをなし得ることができたのかなというふうに思っております。やはり矢口議員か
ら言われました、基本的な考え方として、先頭に立って考えていく部分と、逆に村民から引き
出して、それをまとめて表に出していくのか、その違いをはっきり使い分けをしていかないと、

なかなかこの、どこの村でもそうなのでしょうけれども、どこの自治体でもそうなのでしょうけれども、なかなかうまくやっていけないのではないかなというふうに思っています。

とにかく、今は余り人のことにかかわらず、目の前の自分の足元をしっかり固めるべきだという人が多いことに、ちょっと失望感を覚えます。ですけれども、これはこの今の中の、時勢の中のことでですから、しょうがないことでもあるかなというように思うところがございます。ただ、何回も私言いますけれども、こんな小さな村ですから、やはりいろんなことに肩を寄せ合って、意見を出し合って、村政をやっていければいいのかなというふうな、私なりの夢を持っております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） やはり受ける印象というのは、共通するのではないかなというふうに考えます。一番いい姿は、住民の皆さんのメッセージといたしますか、盛り上がり、これが一番大事なことだと思いますけれども、やはりこれからのといたしますか、全体のさまざまなことを考えますと、やはりトップのリード、これがやはり一番大事になってくるのではないかなというふうに考えています。

村長自身、3期12年ですか、非常に手堅く村政の運営を行っていると評価しております。加えて、最近、加工場の施設運営に踏み切って、そして今、非常に珍しい水力発電、いろいろとこれは苦労はあり、紆余曲折ありですけれども、前に進めていると。そうした面から見て、非常に難しい状況をやはり打開する、やはりそれは村長の、先頭に立って進める気持ちが強いからついてくるものではないかなというふうに考えるわけです。

そうした考えでいきますと、この例えば庁舎をどうするかという話から、まちなかをどうするかという話、非常にやはり、本来であればこの地区の声をうまく生かすというふうになればと思いますけれども、やはりここでも村長の全体を動かす考えが必要なのではないかなというふうなことを考えています。

私が気になるのは、前回質問したときに、声が上げれば変えますよというふうな答弁があったわけですが、やはりそれでは、その考えでは立ち行かなくなるのではないかなというふうなことを思います。経験のない村長ではなくて、経験十分、知識も豊富だということであれば、やはりその庁舎をどうして、これからどうしようかという部分については、全て100点満点の構想が出せるかどうかは別として、物議を醸し出すようなことがあったとしても、やはり大きくこれは先頭に立って考えを発信していかなければならないんじゃないかと、そういう時期なのではないかなということを感じています。

今私が言っているのは、例えば庁舎の改築・移転なんていうのは、そんなに大きな考えを持っていないのです。そうしたものを含めて、今子育て支援住宅があって、子供さんがたくさんいるはずなのに、まちなかにその子供の遊ぶ姿もないなど。午前中にも広場がないんじゃないかという指摘がありましたけれども、そうしたこの清水・合海まちなか全体を含めての大きな構想、必ずこれもやりますよではなくて、そのまずは手始めに庁舎というふうになるかもしれませんが、大きな構想、大きな計画が必要じゃないかと。それについて、次期も村政を担いたいという考えがあれば、これはやはり強く気持ちを持って先頭に立って引っ張るということが大事なのではないかというふうに考えていますけれども、まずこれを村長に聞きたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 4年前の私の答弁から考えて、今矢口議員が質問をしていただいたというふうなことであります。住民の熱意を引っ張り出すのもトップのリード、いわゆるトップといえ、この村においては村長である私というようなことですので、当然そういうふうな導きが、今は大事な時期ではないかというふうな御指摘だというふうに思っています。やはり声が出なければ進められないということではなくて、あえて仕掛けて出させることも必要なかなというふうなことだろうというふうに私は今酌み取ったところであります。

当然、村長としてその任を負っていかなければならない、そのことは重々わかりますけれども、やはり地区のことについて、村の公共施設とか、そういったことについてはある程度構想的なことは言えますけれども、集落の、何ていうのでしょうか、雰囲気と言ってはだめですが、何か特別な言い方があると思うのですけれども、そのことについて私は余り触れたくないという言い方はおかしいのですけれども、触れるべきではないのかなと思っています。

ただ、その中心地としていろんな構想というのでしょうか、例えば矢口議員がよく言ってくれます、エリア的構想ですよね。そういったことは、村として将来を見据えて考えていかなければならないということは承知してございます。

そういったことの中で、先ほど子育て支援住宅がある割には、子供たちの声が聞こえないというふうなことがございましたけれども、私は決してそんなことはないというふうに思っています。ということは、あそこの空き地といいましょうか、もう一区画あるものですから、そこで遊んでいる子供もありますけれども、上の小学校の小グラウンドの中で遊んでいる姿もよく見かけます。

そういったことで、決して大蔵村でも遊ぶ場所がないということではなくて、遊ぶ場所はいつ

ばいあるのですけれども、公園として整備されているところ、そこは確かに少ないというふう
に思っています。そのことについては、各集落にいろんな施設、そういった公園的な施設があ
り、その運営についてもかなり大変になってきている状況なものですから、なかなか進まな
いということは現状だというふうに思っています。

加えて、大蔵村には歴史的財産、史跡的なものですか、例えば展望台とか、あるいはいろん
なそういったものがありまして、そういったもののほうの維持管理が非常に多くかかってござ
います。そういったことで、かなり担当部局の教育委員会としても大変になっているのかなと
いうふうに思っています。

ただ、子育て支援とか、そういうことを重点としている以上、私は公園についても今後、や
はり皆さんの要望に応じた形の中での公園整備ということもしていかなければならないという
ことで思っています。それには、何かというと、各集落に設けるのではなくて、やはりどこか
中央的な感じで1つ、ある程度整備された公園というものも必要かというふうに思っています。
ただ公園があるからそこで遊べではなくて、遊びに来たくなるようなものをつくるというこ
とも大事なかなというふうに思っています。そのところをひとつまずやっていきたいというふ
うに思っています。

それから、水が、洪水でどうしようもないというふうなこともあるのですけれども、果たし
てこの堤防がそんなにもろいものなのかというようなことを考えたときに、じゃあ今これだけ
の清水・合海の民家がある中で、その方々をないがしろにしたような街の設計では、私は決し
てだめだというふうに思っています。そういったことの中で、今よりさらに堤防の強化、
そういったことに努めることはもちろんでありますけれども、午後から、これからになると思
いますけれども、海藤議員の断水対策についてもしっかりと対応していかなければならない。
このことは、隣の村でございました戸沢村の例もございまして、いわゆる内水処理の問題につ
いては、非常に議論を重ねていかなければならないというふうに思っています。

そういったときに、やはり先頭に立って村づくりの中の集落の地域づくり、それをやってい
くということはかなり難しいわけでありましてけれども、みずからやはり声を出しながら、まず
は話し合いをする機会をつくるということが大事なかなというふうに思っています。ですから、
自分からやはり出向くということも大事ですけれども、まずは話し合っただけのような、
そういった雰囲気をつくらなければならないというふうに思っています。あえて大きい集
落だから話をしないというのではなくて、いろんな事情があってできないというふうにも考え
ていますので、まずその辺の解消、解決から始めてまいりたいというふうに思っています。

一応今のところ思いつくこと、そして矢口議員からの質問に答えたつもりであります。補足についてはまた再度質問していただければというふうに思っています。

○議長（鈴木君徳君） 矢口議員。

○4番（矢口 智君） 人間の心理といいますか、そんなところからいきますと、例えば庁舎、こうしたいと言いますと、じゃあ次何みたいな、こういうことではよくないんじゃないかと思ひまして、そのエリア的なて言いますか、やはりまちなかを全体に見た構想が必要ではないかと。それはその便利さ、あるいは癒し、暮らしと、そうしたその各分野のもので十分に住民の皆さんから満足してもらうようにするためには、例えば先ほど広場という話は例えで言ったのですけれども、そうしたこともやはり考える1つかと思いますし、ということで、例えとして言ったのですけれども、その一つ一つではなく、やはり全体のということは、清水・合海町まちなかの中心部ですから、私たちとしてもやはり中心部が活気があるということは非常に大事な部分だと思いますので、全体的な構想をきちんと整備していってもらいたいというふうに思ひます。

次には、私、いろいろな提案をするのですけれども、村長によっても却下されることばかり多いので、あんまりさまざまなことは言いませんけれども、例えば大きなその、例えば舟運のというようなお話がありましたけれども、非常に大きなそのハード面のことを私は考えているわけではありません。1つの考えとしては、どうせ車の通りが少ないのだから、旧国道を逆に人が集うような考えで生かすことはできないかどうかというようなことも考えていました。

人も整備する、何をつくるというのではなくて、結構広い、車は少なくなってみると、改めて考えますと結構広いので、例えばお祭りなんかはストリートを使ったお祭りなんていうのは、その1つの考えなのかなと思っております。

それから、1つのポイントとしては、これは村長に、村長も考えているかと思ひますけれども、やはり若い世代のさまざまな考えを取り入れていくという手法を今村でも一生懸命やっていますけれども、ここはひとつ若い世代に対してのもっといろいろな考えが出るような、輝けるようなところに今重点的に、その考えていく必要があるのではないかと。ぜひその構想を練る中で、若い人たちがもっと活躍できる何かを、まあ何かになりますけれども、そうしたことも考えていってはどうかと。沿線空き地もありますし、そうした部分もうまく使えるものではないかと思ひます。私はこの旧国道、車の通りがなくなったことをマイナスにばかり捉えないで、それをプラスにした発想で、そこから何かを生み出すと、その部分で何か活動をする、そうしたことがあってもいいんじゃないだろうかとというふうに考えています。

庁舎がどこに行くか、中央公民館がどこに行くか、診療所をどうするか、それも大事かもしれませんが、まちなかのという部分で、ぜひ考えてもらいたいなというふうに考えています。旧国道をうまく使うかという私の提案です。村長はどういうふうに考えるか聞きたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 矢口議員から、先ほどの中でちょっとお話があったわけですが、村の中心地域、集落のいわゆる活性化も含めて計画、そういったことをしっかりとやらなくちゃいけないというようなこと、もちろんそれもありますけれども、中心地だけじゃなくて、大蔵村全体のバランスのとれた、そういった計画、構想をしないといけないということで、私は以前から旧学区、そういったことの整備、それからただの整備ということだけではなくて、精神的にも、あるいは文化の利としてそれをしっかりまとめていく、そんな感じの構想で今まで取り組んでまいりました。

ことしで肘折が、来年になりますけれども、繰り越しになりますけれども、来年の中で全てそういった温泉関係とか、体育関係とか、学習関係とかというふうな形の中で整備が一巡をするというふうなことは、非常に大きな計画、構想の中で、1つは大成功だったなというふうに私は捉えてございます。これは自己満足でなくて、そういったふうにやらなくちゃいけないというふうに考えているところであります。その根本は何かというと、学校統合というような疲弊を生んではならないというふうに私は考えているところであります。そういった中で、1つは達成できたということを非常にうれしく思っております。

それから、旧国道の活性の件でありますけれども、大蔵村で唯一の産業市としてやっている、いわゆる収穫感謝祭とされてやっている産業市の件でありますけれども、これも今手狭となっている中央公民館の前だけでなく、国道を活用した、そういったものにできないかということも、今構想の中として進めているところであります。ただ、天候のぐあい、あるいは周辺の方々に迷惑をかける、そういったことも考えながら、1つの妥協点を見出して、ぜひこのことは実行してまいりたいと。いわゆるまちなかにぎわいといいたいでしょうか、そういったことをきっちり示していきたい。

そのことは、その一時的な年1回の産業市にかかわらず、例えば月1回とか、週1回とか、週1回は無理かもしれませんが、そういった形でいろんな季節季節の販売の即売会みたいな、そういったものをできないかというふうなことにも、例えば商工会でやっているマルシェですね、そういったものの活用にもしていけないかというふうなことにも考えているところで

ございます。

それから、一番私が誇りにも思っているところで、大蔵村は、先ほど雪が降って暮らしていけないというふうなお話もございましたけれども、逆にこの雪の降る中で、清水・合海の通り、あの通りが雪国の景色とは思えないというふうな、そんな感想を述べてくださる方もたくさんいらっしゃいます。それは何かというと、県内にも先駆けて消融雪溝の整備をして、消雪道路としたというようなこと。かつて、30年前にそういったものを、20年前にですね、やったということ、そしてそのおかげで道路の敷地のところを自分のうちの前ですけれども、住宅の部分については責任を持って道路の除雪をする、そして一見、真冬、2月に来てもほとんど雪がない状態であの地域が見渡せる、このことは日本全国に誇れる、私は景色だというふうに思っております。そういったこともしっかりと、その地域の方々の努力のたまものということで、それも周知徹底しながら、PRもしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

そういうことも含めると、決して若い世代が育っていないとか、そういうことだけではなくて、いろんな意味の中で脈々とその地域のいいところ、特性を引き継いでいただきたいというふうに思っております。そういったことで、雪国としての暮らし、そのことを逆にPRするにもいいんだなというようなことも、私自身も感づいたところでありました。

そういったことで、決してないものねだりではなくて、今あるもの、あるいは今やっていることを内外に向けてPRをしていくということも、非常に大事なことだなというふうに気づかされたところであります。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 村長、大事な部分ですけれども、やはりその旧学区、周辺といいますか、例えば南部とか北部とかって言いますけれども、たまたま地域で十分にその整備を図っていくという考えは非常に大事だと思いますので、これは非常に大事な問題、私が言いたいのは、それ以上にやはり中心部、しっかり機能してもらわないと、そもそも始まらないというふうなことを考えます。

ですから、一つ一つではなく、やはり住民の皆さんや村民の皆さんが、ああ、こうなっていくのだろうかという部分、夢のある部分を含めて、将来的な構想が必要ではないかと。これは非常に大事なことはないかと私は思っています。これは何もないと、動きがないと言っても、なかなか動くのは簡単でないかもしれませんが、庁舎建設という、今非常に大きな事業を抱えているわけですから、この、これがチャンスだと思って、清水・合海まちなかの全体的

な構想をぜひ練ってもらいたいというふうに思います。それに若い方の力が発揮されるような、声が反映されるような方策をやれば、なおすばらしいものじゃないかというふうなことを思っております。特に答弁は、ありましたらよろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 冒頭、矢口議員のほうから、庁舎建設に対しては、もう決まったのかなというふうな思い、そういった今までの発言から考えれば想定されるというふうな話でしたけれども、私もそのつもりで実はいたところだったんですね。ところが、やはり若い、うちの役場職員なのですけれども、この中心地の清水・合海地区のことを考えたときに、私どもが考えていたのとまた違った考えが出てきて、それは何かというと、やはり今現在、最上川があって堤防があって、清水・合海の集落がここにあるんだと。その中で何とかそういった機能を持たせた建設物はできないものかというふうな話もあったそうであります。

そして、なおかつその一番考えたのが、その若い方から、今の地域住民の利便性を最大限に考えなければならないというふうな、ともすると私どもは、この地域から少し遠くにといいましょうか、建てる場所がちょっとないものですから、それを考えて別の場所にとというふうに思っていたものが、根底からまた覆るといいましょうか、一に戻るような、もとに戻るようなことになってしまった。悪いことではないんですよ。でも、建てることはみんなが賛成というか、その意見は変わらないのですけれども。

それで、肝心なのは、矢口議員がおっしゃるとおり、若い方々がそういうふうに感じているということですよね。そこのところをやはり大事にしくちゃいけないのかなというふうに思っているところです。

なお、この庁舎建設については、くどくなりますけれども、先ほど私が1回目の答弁で答えているとおり、国からわずかな補助金をもらうために、大きくやり方を間違えて、間違いという言い方はちょっと変ですけれども、ちょっと違った方向に行ってしまったからは引き返すことはできません。そういうことも含めて、多少おくれても、しっかりとした考えのもとに、村の100年の体系を考えた中でやっていかなければならないというふうに決断をさせていただいたところであります。

そうしたことで、また振り出しに戻ったわけですがけれども、それでも私は少しぐらい批判が出て、しっかりとしたものができれば、あのときちょっと考え直してよかったねというふうに言ってもらえるように、その後の成果として、そのできるものに対して期待をしているところであります。そういうことで、皆様方からも御理解をいただければというふうに思っております。

います。以上です。（「議長、これで一般質問を終わります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 5番海藤邦夫君。

〔5番 海藤邦夫君 登壇〕

○5番（海藤邦夫君） 私が最後となりますので。

私の質問事項は、「豪雨被害に対する、村の今後の対策は」ということで質問します。今まで2の方が同じような質問で、ちょっとダブるところもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

質問の要旨ですが、中山間地域の土石流、地滑りなど、土砂災害にどう対処するか。

8月5日から6日未明にかけて、50年に一度という集中豪雨に見舞われた。土砂流出、崩壊などによる被害が、村の調査では800カ所を超える件数が確認されたが、見えないところなどを含めると900カ所を超えると見られます。特に中山間の水田の土砂災害が多く、このままの状況では今後、耕作を諦め稲作をやめる農家がふえることが予想されます。耕作放棄地がふえ、農家が減ることにより、過疎化が進み、人口減少につながるのではないかと懸念されるところでございます。今後、中山間農業に対する村の方針は。

2番目に、清水・合海地区の内水対策はということで、集中豪雨による清水・合海地域の崖崩れや浸水が心配されます。地域の人たちが中央公民館に避難しました。村の早目の対応も大変よかったと思っているところでございます。

最上川の増水により水門を閉めたため、内水が増水し、現在、合海地区で進められている団地造成している箇所まで達しました。堤防ができて50年、いまだかつてない内水の増水でありました。最上川の増水が短時間で早目に水が引いたので、被害が少なかったと思われます。水門を閉じた状態が長く続き、豪雨が長引けば、内水がますます増水されることが予想されます。また、烏川向かいからのトンネルへの流入も内水の増水に関係しているのではないかと考えられます。今後の内水の増水対策を伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「豪雨被害に対する、村の今後の対策は」という、海藤議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点目、中山間地の土石流、地滑り等、土砂災害にどう対処するのかということで、今回の8月の2回にわたる豪雨災害の復旧状況については、佐藤議員、長南議員の御質問にお答えしたとおりであります。とりわけ中山間地域につきましては、棚田に見られるよう

に傾斜地・急傾斜地が多く、畦畔ののりが長いため、1カ所当たりの被害も大きかったと思っています。

特に四ヶ村地区の皆様には、中山間地域等直接支払や多面的機能支払を活用して、水路、農道等の復旧作業を地域の共同活動として復旧をしていただいたところが多く、こうした取り組みには制度としての取り組みとはいえ、敬意を表するものであります。

現在、今般の災害が起因して耕作を諦めて離農するという方の情報は把握しておりません。そもそもこうした災害が未作付地、耕作放棄地につながる可能性は否定しませんが、中山間地域に限らず、人口の減少は、豪雪等の厳しい気象条件や、雇用、交通、医療、教育環境等、さまざまな問題が起因しているところが大きいと認識をしているところです。

さきの質問の答弁でも述べましたが、今回の災害においては、少しでも農家の不安を払拭すべく、県内どこの市町村よりも早く村独自の支援を決定し、補助金を交付する旨の説明を行ってきたところであり、今後も被災農地全てが復旧されるようお願いをしまいるつもりであります。

中山間地域の農業・農地は、国土の保全、水源涵養等、多面的な機能を有しており、そうした多面的機能の重要性を鑑み、国・県・村では、中山間地域等直接支払や多面的機能支払制度を活用した農地の維持保全をお願いしているところであります。

また、今年度から、農業機械の老朽化更新等を機に離農する方々を防ぐため、農業機械の購入補助金を交付しており、これまでに4件交付し、相談件数も増加しております。今後、こうした制度を有効に活用していただき、集落連携を深めつつ、集落営農の組織化をできるだけ早く進めていかなければならないと考えております。

中山間地域では、さらに人口減少は進むと思われ、地域住民だけでは集落機能さえ維持できない状況も想定されます。さらに、地域外の人を迎える交流人口を拡大する取り組みが大きな課題となってくると考えます。自然や食を観光・教育・福祉に活用した地域づくり、都市住民の農業体験、外国人の農村体験等を積極的に実施していかなければなりません。

昼夜の寒暖差や高冷地、大規模営農には向かない有機農業、安心安全な本物志向への対応など、中山間地域であるがゆえのメリットを最大限に生かした作物生産、販売戦略が可能であると考えます。国は今やロボット技術やICTの先端技術を活用した大規模圃場・大型機械化事業ばかりが先行し、中山間地域に対する対応が置き去りにされている感じがしてなりません。中山間地域農業は、日本の耕地面積の4割、農家数にあっても4割を占めています。国や県にもっと中山間地域に目を向けた政策を強く要望していきたいと思っています。

次に、第2点目の清水・合海地区の内水対策という質問ですが、ことし8月の大雨では、内水被害も甚大なものであり、水田やトマトのハウスが冠水する等の被害が発生しております。農地のほかにも作の巻地区や白須賀地区では県道が冠水し、通行どめになった箇所もありましたが、幸いにも人的被害が発生しなかったことは、不幸中の幸いでありました。

河川による洪水被害を防止するため堤防を築堤しているわけですが、内水は河川の水位上昇により民地側に降った雨が河川に排出できなくなることにより、民地側の水位が上昇するものであります。8月5日から6日にかけての大雨の降水状況を見ますと、アメダス新庄観測所では累加雨量269ミリを観測し、国土交通省が設置している木遠田観測所では累加雨量316ミリ、時間雨量は最大で78ミリを観測しております。これだけの雨量が河川に排出されないため、内水被害が拡大したものと考えられます。

議員からは、今後の内水対策についての御質問をいただきました。対策の方策としては、人家の浸水や人的被害をなくすることが優先されるものと考えます。ソフト面では、自主防災組織による避難誘導活動や洪水ハザードマップを活用した地域住民の防災意識の高揚を図る必要があると考えております。

また、ハード面では戸沢村の蔵岡地区や古口地区のように、排水機場の設置も考えられます。これらについては、国土交通省によって内水による家屋、人家の浸水被害を防止するために設置されたものでありますが、莫大な事業費が必要となり、当然村で設置できるものではありません。

作の巻地区では、以前から内水による家屋の浸水に悩まされており、今回の大雨でも、懸命に消防団や地区住民がポンプによる排水作業に取り組んでおられました。作の巻地区においては、以前から排水ピット、いわゆる「釜場」の設置の要望をいただいておりますが、まだ設置には至っておりませんが、村といたしましても、国土交通省に要望しているところであります。

今後、清水・合海、白須賀地区についても、内水対策の整備を要望してまいりたいと思っております。そのため、関係機関、地域住民と一体となった防災・減災対策を図られるよう努めてまいりたいと考えておりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願いを申し上げ答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○5番（海藤邦夫君） 中山間地域の水田って本当に今回の災害の中でも被害が大きかったわけです。それ以前にも今までいろんな面で小規模農家の人たちは農業をやめるといいますか、やっていけないというような状態になっているところがございます。それに加えて、この最近の

農業機械のちょうど更新時期に当たっているんですね。私たちもそうなのですけれども、その更新時期に当たっている、農業機械というのはコンバイン、今ちょっとしたものも買ったりしたら600万円、それに田植え機なども含めるとやはり1,000万円を超えるような状況の中で、やはり個人ではもう中小農家の人たちはやっていけるような状態ではないです。

私の部落もそうなのですけれども、前は20戸ぐらい稲作をやっていたのですけれども、今現在、そうして数えてみますと、6戸ぐらいしかやっていないですね。まだこれからもどんどんどんどんやめていく農家はふえているような状況でございます。

そういう、大規模にやれる農家はいいのですけれども、その残った小規模の農家に対しまして、先ほど村のほうで更新するのに補助金を出すというような話がありましたけれども、その補助金というのは何か山間地のほうに偏るじゃないですが、山間地のほうへ向けたような状況のような気もするのですが、その点、1つ伺いたいしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） この件につきましては、平成30年度3月の定例議会の中で、皆様方に説明をしながら御了解をいただき、そして本会議の中で御可決をいただいた案件でございます。内容につきましては、平坦においてはかなり県・国の大規模農家に対する支援が徹底しているのですけれども、純粹に中山間地の農家、いわゆる1ヘクタール、あるいは2ヘクタールというような小さい農家に対しての農機具を更新するための支援が、メニューとしてはいろいろなメニューがあるのですけれども、いざ使ってみようとなると該当するものが全然ないんですね。そういったことで、午前中にも申し上げましたけれども、国の機関であります東北農政局、あるいは県の機関であります最上総合支庁、あるいは山形県庁においても、私は同様の話をしています。

ということは、この本文でも申し上げておりますけれども、日本の国全体を見ても、農地についても中山間は4割、それから戸数についてもそういったこと、4割というようなことで、いろんな状況においても、中山間地域が占める割合が非常に高いわけです。それであっても、なかなか支援をしている、そういった制度がございません。そういうことで、村単独で100万円を上限として、3分の1の補助を実施をしているところであります。

それで、4件の農家の皆様方に実質的に補助金を支払いをしました。それは全て新しい機械だけではございません。中古農機についてもそれを該当するようにしました。ということは、村の単独補助金でございますので、使い勝手がいいように変えなくてはいけないというふうな思いと、それからその中古機械の価格をはっきりと証明できる、そういったものを添付をして

いただければ、中古機械であっても該当するというふうな基準をつくったところでございました。

海藤議員におかれましては、以前は農協の理事、そして農業委員、そして現在は村議会議員という立場の中で、大規模農家というふうな形で営農していらっしゃいます。そういったことで、いろんなことに対して積極的に行動をしていただき、そして村の農業の発展に御尽力をいただいているわけでありますけれども、今後、さらに平坦の農業のリーダーとして、いろんな形で御指導いただければというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○5番（海藤邦夫君） 今、中古農機にも適用されるということで、本当に私も今ほっとしているのです。やはりこれから農業は、最近になってから法人化になったところは大丈夫なのですが、農業をやっているのですけれども、私みたいにやはりどっちにも当てはまらない、法人化にも何も当てはまらないというような状況の中で農業をやっていくというのは本当に大変で、実際のところ。やはり中古農機は中古農機なりに、それだけしかないのですけれども、金額的に100万円と言いましたけれども、やはりもう少し何か補助事業を、100万円よりちょっと上げてもらって、もう少しいいような中古農機を買えるんじゃないか。中古農機といってもやはりピンからキリまでありますけれども、コンバインの場合だとやはり二、三百万円ちょっとよいやつでも。ましてや田植え機だって新しいものを使おうとすると350万円、200万円、350万円ぐらいしますけれども、100万円以上しますから、両方そろえるとなると、なかなか自分の自己資金でやるとなると、大変なところがあるんですね。そこのところ、金額をもう少し増額してもらえないか。また、4件といいますけれども、まだあると思いますから、補助要求する農家は。そこのところをよろしく願いをしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 平場については、先ほど申し上げましたとおり、県なり、いろんな採用ができる補助金制度がございます。中山間というふうなことで、今まで申し上げた地域指定がございます。塩から上のほうですね、そうですね、そういったことでございます。

それから、100万円を上限です。上限ですので、例えば300万円の機械を買ったとすれば、3分の1の補助金ですので、100万円を上限としていただけます。200万円の機械だったら、それを3で割りますから、それなりのものです。100万円はいただけません。そういうふうな設定になってございます。そうしたことで、100万円から上げるとなりますと、やはり個人所有といたしますか、個人固有の財産でありますので、村単体ではなかなか100万円が上限だろうとい

うふうなことでさせていただいております。

農家としては、いただければいただけるほど、補助金が多ければ多いほど助かるのだと思いますけれども、今の段階では100万円というふうに押さえてございます。そして、私は今、村がこんな独自の中山間地を支援する独自の補助制度を設けているんだというふうなことを申し上げながら、県や国に対しては、これにぜひかさ上げをしていただくようお願いをしているところです。

この条件として、村や県や国が支援するのは、村が補助制度を設けている、その自治体にだけそういった特別な支援体制をしてほしいというふうに、私は日本全国、雪の降るところもあれば、環境も違うところ、いろいろあると思います。ですから、その状況に合った形での補助制度が必要だというふうに考えてございます。そういった中で、私は、村がそういうふうな単体で取り組んでいるものに対しての支援で結構ですのでお願いしますというふうな言い方をします。つまり、市町村支援型というふうなやつであります。

逆に、園芸関係では、海藤議員御存じのとおり、恐らくいただいているというふうに思うのですが、県が支援するものに対して補助金があるのに対して、村が特別にかさ上げをする、それに対してはまたさらに県がかさ上げをするというふうな形で、市町村が支援しているのに対して特別にかさ上げをするというものであります。それを市町村支援型というふうに、私は反対のパターンとして、村が最初に補助をしているものに対して、国や県がかさ上げをしてほしいということで、今いろんな形で声を大にして要望しております。近い将来、それがなっていただけというふうに私は感じております。ぜひそういったものも議員の先生方からも声を大にして、いろんな関係機関に要望していただくようお願いを申し上げたいというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○5番（海藤邦夫君） 先ほど言った、塩から上となっていますけれども、やはりこの辺だって山間地、塩からこっちのほうだって若干中山間地でありますけれどもあと。やはりそういうふうな限定をしないで、村全体でもってそういうふうな取り組みはできないものかと思っているのですけれども。そこについてもう1回お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） このことについてもいろいろ考えたところであります。何回も申し上げていますが、中山間・山間についてのみのそういった補助金がないということです。こちらのほうは割とあるのです。捉え方によっては。ただ、海藤議員さんがなかなか我々もない

んだよというふうに言うかもしれないけれども、それ以上に向こうのほうはほとんど使える補助金がないと言って過言でないくらいなのです。

ですから、どうしても条件不利としての営農が大変な地区に、そういったことをしてあげなければ、ますます耕作放棄地が多くなるというふうな考え方から、そういうふうな制度を創出したところでありました。御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○5番（海藤邦夫君） 耕作放棄地というのは、塩から上ということに限ったことじゃないと思うのです。ましてや藤田沢とか、そういうふうな状況の中で農家をやっている人もいます。そういう人たちにも目を当てるためにも、やはり村全体でもって農家を対象にしたものをしていただけないか、再度質問します。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 藤田沢、桂地区についても、別の制度でそういった農業機械の導入制度をやっています。それは県のやつでちゃんと対応できました。そういうことなものですから、ですから、全然ないところについては、村単独でそういうふうに支援をして、全体として同じようになるというふうにしたところであります。そこを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○5番（海藤邦夫君） それなら、こっちのほうはそれなりにあるということですね。補助対策ということで。わかりました。

それから、2番目の内水のほうの質問をさせていただきます。先日あの清水・合海の堤防完成50年という記念事業に参加をさせてもらいまして、本当に、歩いてみますと、やはりこの堤防というものは清水・合海地区になくてはならないものだなというふうに感じてきました。私たち清水・合海の地区の生命と財産を守られているということを改めて感じて、感謝しているところでございます。

この質問なのですけれども、外の堤防まあ50年過ぎて、今まであんまりなかったのですけれども、以前は堤防なかったといえますか、内のほうにもやはり、内水でもないです、外水というか、堤防ができていないもので、最上川が増水してくる水だったのですけれども、そのときもやはり家の前の、前というか、マルコのところですけれども、あそこまで船で来たというものをちょっと記憶しているのでございますけれども、その内水、増水は、堤防ができたおかげでなくなって、本当に感謝しているところでございますけれども、内水の場合、今回は本当に

合海のほうまで来たわけですが、今、団地造成しているところまで来た、今まではそんなに来なかったのですけれども、50年に1回という、こういう大雨による被害があれでしたけれども、1つ心配されるのですが、その内水のあれなのですけれども、降った雨は当然たまったままですけれども、烏川の福寿野のほうから来る水も、あれ入ってこないのかなとちょっと心配しているところなのですけれども、というのは、あそこは水門というか、あふれた場合は最上川に入っていきますし、その水門もあるのですけれども、流れてこないようにしているのですけれども、もし福寿野から来た水がこっちの内水に入ってくるような状況になれば、大変じゃないかなと思うのですけれども、この内水のほうに入ってくるか、何か福寿野の様子をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） この前、最上川中流直轄河川築堤60周年というふうな事業がございました。それで、清水築堤ですね、完成後50周年というふうなお話でありました。この10年間で、この最初に直轄事業として清水堤防が着手されたということでもあります。この最上川中流の中で、一番水害が多かったのが、この清水・合海地区だということで、いち早く築堤に踏み切ったというようなことで、それ以来、大きな水害は清水・合海地区は聞いておりません。

議員おっしゃるとおり、この堤防というのは、非常にありがたいですし、本当に今まで水害から、悩まされていたその問題を解決してくれたということ、この地域の方々も本当に感謝をしているところでございます。

そういったことで、今るるお話がございました。内水については、いろんな方策を先ほどの1回目の答弁で申し上げましたけれども、今議員から御指摘があったものは福寿野から来るトンネルといいますか、その中でそれがどうなっているのかということ、それについて高山課長のほうから状況、そして県からいただいている考え方についてお話をいただければと思います。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 烏川向かいにある水路の件ですけれども、こちらのほうは旧清水堰土地改良区の農業用水路でありまして、もう何十年も、何十年か前までは小国川から自然取水して清水・合海地区の水田に農業用水として利用しているものでございます。その後、烏川地区において水路の決壊ですとか、トンネルの崩落などがありまして、小国川から取水することが困難となりまして、旧大蔵橋の脇のほうに最上川から取水するポンプ場を建設して、農業用水としては現在はそちらのほうを利用しているところです。

ただ、農業用水のほかにも、その水路の水を利用して生活用水ですとか、防火用水などにも

利用しているものですから、維持管理としましては、清水堰土地改良区と、あとは清水・合海地区の防火用水のほうで維持管理しているところであります。これらも11月の第1日曜日の日に烏川の向かいの農業用水のほうに出向きまして、清水・合海地区の住民と土地改良区の皆さんで水路掃除なんかをやったところです。

ですので、維持管理そのものについては、やはり防火用水組合とか、清水堰土地改良区のほうにお願いすることになるものと思います。全部が全部を行政のほうで維持管理するということは大変難しいところがあるものと思います。

私のほうからは以上です。（「課長、水害の影響は」の声あり）

水害の影響はやはりあるものと思います。やはり福寿野地区に降った雨水などが、その水路に一旦入って、全部が全部ではないかもしれませんが、その水が清水・合海地区のほうに流入してくることはあるものと思います。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○5番（海藤邦夫君） 烏川向のトンネルがまだ生きているということになりますけれども、雨水が本当はあそこでストップできれば、内水も、大分水来ないと思いますよね。あれどうにかできないというか、あれ何か、トンネルも余り大きくない入り口がね。（聴取不能）それで、すぐ脇に逃げるような板をやっているのですけれども、あそこしないとちょっと何かやばいんじゃないかなと思うのです。こっちがやはり最上川が増水してくると、完全に門が、門というか、水門が閉められるわけですから、その水がどんどんどんたまってくるわけですね。そこが心配で、ポンプとかそういうのが、設置するという、一番尻のテングに排水ポンプも必要じゃないかなと思うのです。今後考えていくという予定はないですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 一番テングのところの末端で、排水設備をしたいということはやまやまでありますけれども、先ほども申し上げましたけれども、莫大な予算が必要というようなことで、県でも恐らくだめで、国の予算でやるようなこと、やるとすればですよ、そういうふうなことになるかと思います。ただ、議員御案内のとおり、なかなかそれが要望して、すぐ来年、再来年になるというふうなものでもございませんので、いろんなその事前として対策を講じなくちゃいけない。

1つは、余り絶大な効果というようなことは期待はできませんけれども、最上地域全域にわたって、こういった洪水、大雨のときは、なかなか難しいものかと思いますが、それでもことし、大蔵村には最上広域の排水ポンプ車を配置しておりました。それは最上郡内に4台

置いてございます。それで、そのうちの1台が大蔵村に入って、配備していただいております。それはかなりの量、例えば大蔵小中学校のプールですと、恐らく何分かでその水を全て排水できる、そんな、何分かちょっと忘れましたが、そういうふうな性能がございます。それぐらいの水ですので、消防ポンプ車やそういったポンプ車の排水とはわけが違ひまして、かなり能力は高いものであります。

ですけれども、1台だけではどうしようもないのかなというふうに思っています。やらないよりはましでしょうけれども、そういうことで、将来的に言えば、そういった国に対しての要望、今も要望はしていますけれども、将来的にはそういった対策をしていただければというふうに思います。

それから、広域でも、今のところ4台ですけれども、これからこういった状況ですので、必要とあればもう少しふやしてもいいのかなというふうな思いもございます。全市町村に配属になればと。今もやはり4つの自治体にしかありませんので、もう4つのところは置いていないということで、ちょっと不公平感があるのかなということで、時々首長会議の中で話になる場合もあります。どうしてもその置いてある市町村が優先権があるみたいな形になってしまうものですから、その辺についても、広域のものであって、8市町村同じ立場で使うわけですけれども、なかなかそういったこともちょっと今問題になってございます。

そういったときに、例えば今回の水害もそうですけれども、北のほうは余り水害も少ないとすれば、こちらのほう、南に集中してもらうとか、そういうことになれば、1台だけじゃなくて2台、あるいは3台ということも可能だというふうに思っています。それから、作の巻には別のポンプを置いてございます。そういったこともあります。

そういうことで、これから国土交通省に対してはしっかりと、県に対してもしっかりと要望していきたいと、内水対策については、その後、今話があったとおり、内水については特にトマトが弱いというふうなことを聞いていますので、水についてですね、その復旧も図るために、基本的には人家、あるいは人に対して害があるものが一番最初に対処していただけるというふうなことになってございますけれども、農地も立派なそういった施設に該当するというようなことで、強力に要望を続けてまいりたいというふうに思っています。

それから、福寿野から来るトンネルの水については、どこかでこう、昔でいうとハケロというのですか、余水吐というのですか、そういったものを設けて、最上川のほうに落水できるようなことになればいいんじゃないかなと思っています。その件も担当課長、高山課長と話をしながら、もしそういったことができるのであれば、要望していかなければならないんじゃない

かなというふうに思っています。ちょっとその辺でコメントないですか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 先ほど申し上げましたとおり、福寿野地区に降った雨水が旧清水堰土地改良区の水路に流れ込めますので、今村長さん言ったとおり、トンネルの入り口部分のところでハケ口とか、トンネルのところに流入しないような樋門というか、ゲートなんかをつくればいいのかと思いますけれども、ただ、施設そのものを村のほうで管理しているわけではございませんので、できれば総務課のほうで預かっている地域活性化補助金などを利用して、そういった施設の整備について利用していただければというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○5番（海藤邦夫君） 昔といいますか、トンネルを掘るために、トンネル工事をするために、土を排出するというか、途中に2カ所ぐらいあるんですよね。あれは何、最上川の洪水が起きた場合は、あそこから入ってくるというおそれはないですか。それとも、あそこから出てくるということと、水が出るのと、どっちが高いというか、調べたことはないですか、そんなことは。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 通称ヒグレという崖の部分に清水堰のトンネルがあるわけですが、途中にやはり2カ所ほど、前にトンネルを掘ったときのずり出し穴がその2カ所ほど山肌の崖にあいているものだと思います。トンネルの中、実際調査、中に入ってみたり、調査したことがないものですから、詳しくはわかりませんが、大量の雨水がトンネルに流入したときは、やはりそういった穴から一部の水は出ることも、出ていることも予想されると思います。

すると、大変申しわけないのですが、詳しいところまではちょっとわかりません。済みません。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○5番（海藤邦夫君） じゃあ内水のほうもやはり今、高山課長のほうから説明ありましたけれども、大変、そういうふうな、これが今後もやはり福寿野の水も考えに入れて対策に入れて。これで質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日、12月7日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1 時 5 0 分 散会

平成30年12月 7 日（金曜日）

第 4 回 大 蔵 村 議 会 定 例 会 会 議 録
(第 2 日 目)

平成30年12月7日（金曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	佐藤雅之君
3番	加藤忠己君	4番	矢口智君
5番	海藤邦夫君	6番	八鍬信一君
7番	佐藤勝君	8番	中島幸夫君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
危機管理室長	佐藤利男君
産業振興課長	越後享君
地域整備課長	高山和広君
地域整備課長補佐	東谷英真君
健康福祉課長	国分浩一君
健康福祉課長補佐	佐藤克也君
住民税務課長	長南正寿君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
教育委員会次長	矢口真二郎君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議事日程 第2号

平成30年12月7日（金曜日） 午前10時00分 開議

第 1 議第 95号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

第 2 議第 96号 大蔵村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

第 3 議第 97号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 議第 98号 肘折浄水場膜ろ過設備設置工事請負契約の一部変更について

第 5 議第 99号 平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

第 6 議第100号 平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第 7 議第101号 平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

第 8 議第102号 平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第3号）

第 9 議第103号 平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

第10 議第104号 平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

第11 議第105号 平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 昨日は一般質問、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第95号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、議第95号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） おはようございます。きょう1日よろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第95号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、村の特別職の給与を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第95号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、大蔵村特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条第3項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条、大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条第3項中「『100分の122.5』とあるのは『100分の155』と、『100分の137.5』とあるのは『100分の175』」を「『100分の130』とあるのは『100分の165』」に改める。

附則、施行期日。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2、第条の規定による改正後の大蔵村特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

期末手当の内払い。

3、改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

平成30年12月6日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 法改正が原因となっていますが、去年も特別職は上がっていました。一般職員や臨時職員の方については労働者扱いということで、労働三権が制限されている代償として人事院が勧告するというので、そういったものに対して人事院勧告に従ってということはあるのですが、我々議員や村長を初め特別職については、いわゆる労働者ではない中で、特に労働三権があると憲法上保障されているわけでもない中で、今回わずかではありますけれども、こういった値上げがされている。議員報酬や長の報酬については、もっと別な次元でいろんな議論が今、議会報告会の中でも行われていることもあって、もちろん別な観点からは大いに、安いのか高いのかということは議論すべきだと思うのですが、国の法律が決まったということで、単純にこう、単純といいますか、機械的に特別職も含めて上げてもいいのでしょうか。

つまり、これは原資が少ないですけれども、一般職の方ですとか、臨時職の方のかさ上げのほうに回すべきではないでしょうか。質問します。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私の考えとしては、一般職は一般職、特別職は特別職として、その時代の流れの中でそういうふうな反映をして、国の人事院、あるいは県の人事委員会というふうなことで取り決めをしていますので、それに従うということで、私は支障がないんじゃないかというふうな考え方です。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第96号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第96号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第96号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国の人事院及び山形県人事委員会の勧告を受け、これら一般職の給与改正を行うものであります。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第96号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

少し長いので、別添の資料、新旧対照表で御説明をさせていただきたいと思います。

まず、宿日直手当について、第24条ですが、「4,200円」を「4,400円」、医師等の宿日直にあつては「2万円」を「2万1,000円」、「7,200円」を「7,400円」、それから「6,300円」を「6,600円」、「3万円」を「3万1,500円」、「1万800円」を「1万1,100円」に改正しております。

2項については、常直的な宿日直勤務でございます。「2万1,000円」を「2万2,000円」に改正させていただくものでございます。

勤勉手当、第26条になります。次のページをお開きください。

6月支給、12月支給の「100分の90」だったのを6月には「100分の90」、12月支給については「100分の95」に改正をしております。再任用職員についても「100分の42.5」を6月には「100分の42.5」、12月支給には「100分の47.5」に改正をしております。

次に、初任給調整手当でございます。

第11条でございます。次のページをお開きください。

医療職給与表1の適用を受ける職員については、「41万4,300円」を「41万4,800円」、月額「5万700円」を「5万800円」に改正するものでございます。

次に、25条、期末手当についてですが、6月支給分と12月支給分の平準化ということで、の「100分の130」に変更しております。

3項、再任用職員でございます。同じく平準化ということで、「100分の72.5」に改正をするというものでございます。

次に、勤勉手当でございます。第26条、6月支給ですが、「100分の90」、それから12月支給分が「100分の95」、これを平準化ということで、おのおの「100分の92.5」に改正するものでございます。

2号につきましては、再任用職員でございます。これも6月支給月、12月支給分について、「100分の45」に改正をするものでございます。

なお、給与の改正については、議案に添付の給与表となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本文に戻らせていただきます。

附則、施行期日。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の大蔵村一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

給与の内払い。3項ですが、改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

平成30年12月6日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな

いようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第97号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第97号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第97号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第97号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例。

大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

この条例は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するため提案するものでございます。

別紙資料、新旧対照表を見て御説明させていただきます。

新旧対照表の向かって左が現行、右が改正後（案）で、アンダーラインの部分が改正箇所になります。

上段のほうから、第14条第1項、個人の村民税の非課税の範囲について、「によって」を「により」に文言の修正になります。

同条第2項は、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備で、「控除対象配偶者」の部分が「同一生計配偶者」に2カ所の改正になります。

下のほうに行きまして、第27条第1項、村民税の申告については、「の者」を「に掲げる

者」に、及び「によって」を「により」に改めます。次ページをお願いします。「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加えます。これは、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しによるものでございます。それと、もう1カ所「によって」を「により」に改めます。

下段のほうに行きまして、附則第14条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例につきましては、3ページをお願いいたします。

「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改めます。これは、租税特別措置法の改正に伴う納税対応によるものでございます。

それでは、改正本文の附則に戻っていただきたいと思います。

附則、施行期日。

第1条、この条例は、平成31年1月1日から施行する。

村民税に関する経過措置。

第2条、改正後の大蔵村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以降の年度分の個人村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

平成30年12月6日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第98号 肘折浄水場膜ろ過設備設置工事請負契約の一部変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第98号肘折浄水場膜ろ過設備設置工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第98号肘折浄水場膜ろ過設備設置工事の請負契約の一部変更について。

この議案は、平成30年7月4日に工事請負契約を締結いたしました肘折浄水場膜ろ過設備設置工事について変更が伴ったため、金山町大字金山1939番地、星川建設株式会社、取締役社長、星川広喜と工事請負契約の一部を変更するものでございます。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） ただいま地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第98号肘折浄水場膜ろ過設備設置工事請負契約の一部変更について。

平成30年7月4日に建設工事請負契約をした肘折浄水場膜ろ過設備設置工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 肘折浄水場膜ろ過設備設置工事の請負

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 変更前 6,372万円

変更後 7,185万9,960円

4 契約の相手方 山形県最上郡金山町大字金山1939番地

星川建設株式会社

取締役社長 星川広喜

平成30年12月6日提出

大蔵村長 加藤正美

次のページは、変更契約書の写しであります。一部設計内容を変更するため、請負金額を813万9,960円を増額し、変更後の請負金額を7,185万9,960円とするものでございます。工期については変更ありません。

工事の内容としましては、当初契約では鉄骨造り1階建て、床面積115平米の浄水棟を建築するものでございます。今回の変更設計では、工事の進捗を図るため、来年度以降施工予定でありました機械設備のうち、送風機や換気扇の設置、電気設備工事のうち、場内の照明灯の設

置工事を前倒しして増工するものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第99号 平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第99号平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第99号平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に4,100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,320万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、債務負担行為につきましては「第2表 債務負担行為補正」に、地方債につきましては「第3表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） それでは、補正予算書の2ページ目をお開きください。

議第99号、平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,320万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年12月6日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、7ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正。

追加でございます。

事項、スクールバス運転業務及び村営バス運転業務委託事業。

期間といたしまして、平成31年度から平成33年度まで。

限度額といたしまして、9,700万円でございます。

次のページをお開きください。

第3表地方債補正。

変更。

起債の目的、災害復旧事業債。

補正前の限度額、1億110万円。補正後の限度額、8,740万円。

合計といたしまして、補正前が6億3,560万円、補正後が6億2,190万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

それでは、12ページをお開きください。

2. 歳入

11款分担金及び負担金2項負担金2目民生費負担金1,303万5,000円の減。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金30万円。

2項国庫補助金4目土木費補助金26万8,000円の減。5目教育費国庫補助金4,000円の減。

14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金15万円。

2項県補助金2目民生費県補助金57万5,000円。4目農林水産業費県補助金1,872万6,000円。

5目土木費県補助金90万円の減。8目災害復旧費県補助金410万円。

17款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1,800万円。

19款諸収入3項貸付金元利収入。次のページをお願いいたします。1目貸付金元利収入33万

2,000円の減。4項5目雑入2,738万8,000円。

20款 1 項村債10目災害復旧債1,370万円の減。

次のページをお願いします。

3. 歳出

1 款 1 項 1 目議会費23万円。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費197万1,000円。 6 目企画費2,779万3,000円。

次のページをお願いいたします。

2 項徴税費 1 目税務総務費82万5,000円。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費10万2,000円。

3 款民生費 1 項社会福祉費、次のページをお開きください、1 目社会福祉総務費134万2,000円。 2 目国民年金費 5 万2,000円。 3 目老人福祉費323万6,000円。 4 目障害福祉費292万円の減。 5 目国民健康保険費10万7,000円。

次のページをお開きください。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費67万8,000円。 2 目児童福祉施設費989万6,000円の減。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費 9 万5,000円。 3 目母子保健事業費10万円。

4 目予防費19万5,000円。次のページをお開きください。 5 目健康づくり推進費 5 万6,000円。

7 目浄化槽費19万2,000円。

2 項清掃費 1 目清掃総務費18万円。

3 項簡易水道費 1 目簡易水道費403万7,000円。

6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費520万円。 2 目農業総務費193万5,000円。次のページをお願いいたします。 3 目農業振興費920万4,000円の減。 6 目農地費11万円。

2 項林業費 1 目林業総務費ゼロ円。 2 目林業整備費12万円の減。

7 款 1 項商工費 1 目商工総務費17万7,000円。次のページをお願いいたします。 3 目観光費80万円。 4 目スキー場管理費50万円。

8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費34万5,000円。

2 項道路橋りょう費 1 目道路橋りょう総務費50万円。 2 目道路維持費270万円。 3 目道路新設改良費105万2,000円の減。

次のページをお願いいたします。

5 項下水道費 1 目特定環境保全公共下水道費128万円。

10款 1 項 2 目38万2,000円。

次のページをお開きください。

2 項小学校費 1 目学校管理費93万8,000円の減。2 目学校教育費87万5,000円の減。3 目クラブ活動費16万8,000円の減。5 目学校給食費 8 万円。

3 項中学校費 1 目学校管理費126万7,000円の減。3 目クラブ活動費 3 万9,000円の減。次のページをお開きください。4 目情報教育費 7 万円の減。5 目学校給食費17万5,000円。

4 項社会教育費 2 目公民館費 2 万3,000円。

11款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費 1 目耕地災害復旧費1,200万円。2 項公共土木施設災害復旧費 1 目公共土木施設災害復旧費 7 万5,000円。

次のページをお願いします。

12款 1 項公債費 1 目元金 7 万6,000円。

以上、御審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2 番佐藤雅之君。

○2 番（佐藤雅之君） 21ページの老人福祉費委託料で、これは今に始まったことじゃなくて毎回聞いているのですが、要援護者巡回事業委託料とあるのですが、この要援護者巡回事業というのは、どういう仕事を具体的に言っているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） この要援護者巡回事業委託料というのは、ひとり暮らし老人世帯の自宅、自宅というか、お宅に、冬期間見回るという形でやっております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2 番（佐藤雅之君） 今言われたことは私も知っているのですが、住民の側から、見回った結果どうなのかなということで、仮にそこで異常等を発見した場合は、どういう段取りで、どういうふうな対応になるのでしょうか。ふぐあい、例えば病気だったとか、あとは必要なものが買いたいのも買えないとか、いろいろと苦勞なさっていた場合に、話しかけて、ああ、そうですか、大変ですねということで、もちろん急患だったら119番とか、事件があれば110番ということになるのでしょうかけれども、見回った後のその中身はどういうふうに反映されるのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） その後ということでしょうか。（「見回った方で何か異常を察知した場合の対応」の声あり）一応確認して、お話、どうですかという伺いは立ててきます。何かありましたらうちのほうに、役場のほうに連絡が来る予定となっております。その都度役場のほうにはそれを判断してどうするかというのは決めますので、一応確認するだけとい

うことにしていますので。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） ですと、もちろんその方が治療行為ができるわけでもないからなのでしょうけれども、何か異変があった場合は、役場に通報なり報告をするという任務にとどまっていて、もう少し何か手助けをしたりだとか、そういうことは本来、間接的にはいろいろ除雪だとかちょっと手伝ったりして、何か聞いたりはするのですが、本来の役割としては、見て現状を確認して、異常があれば報告するというのが役割で、それ以外のことはこの任務にはないということでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） はい、そのとおりです。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） せっかく立ったものですから、3カ所質問します。

17ページの13節の委託料、あまり聞いたことのないものなので、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料というのはどういうものか、まず1点です。

それから、23ページの委託料ですけれども、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料と大変長いものですが、これが250万円、その内容と、いいですか、もう1点です。

27ページ、1節の報酬、棚田サミット実行委員会委員報酬、お金の問題じゃなくて、この利用の制度の中身、ちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） まず、初めに17ページ、中段よりちょっと下、13節委託料、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料81万円を載せております。会計年度任用職員、働き方改革によりまして、国のほうで会計年度任用職員制度が32年から行われます。簡単に言いますと、今の臨時職員の方々の名称が32年度から、32年度までにしなきゃならないものですから、会計年度任用職員というふうに名称が変わります。その実態を把握する必要があるので、まずその実態を調査するために委託するものでございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 23ページの上段2の2目の児童福祉施設費の中の委託料ということで、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料の件だと思います。これにつきましては、平成31年度にこの計画書を作成しなければならないということになっておりまして、その前段にその計画にかかわるアンケート調査等のことをして計画を策定するということにな

っていますので、このたび補正で上げさせていただきました。以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 27ページ、6目農地費の報酬、棚田サミット実行委員報酬、これにつきましては、2020年に本村で開催する棚田サミットにかかわる実行委員会を本年度中に開催するための各委員の報酬でございます。以上です。（「了解です」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○5番（海藤邦夫君） 17ページ、（聴取不能）総務費の6目企画費、8節のふるさと納税の謝礼品とありますけれども、謝礼品、どういうふうなものを（聴取不能）やっているのか。品物と、何%ぐらいのものですか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 主なものでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）一番人気があるのは米でございます。米、それからトマトの加工品とか、村で地場産業に密接した商品ということで、いろいろなものがございます。それで、御存じのとおり、昨年3月までは、この返礼品の割合といいますか、なかったのですが、4月1日から3割以内に抑えなさいということで来ていますので、今現在では3割までのものを返礼品としてお返しをしております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○5番（海藤邦夫君） 米の場合は、お伺いすると（聴取不能）そのとき、米もやはり何か随分高く（聴取不能）棚田もよくやっているのですか。それとも、そのお礼というか、棚田米とつや姫他の割合というか、それはどういうふうになっていますか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 棚田米をおあげしております。品種的にはちょっとうちのほうでは把握はしておりません。申しわけございません。

○5番（海藤邦夫君） あと、つや姫とかは他の割合というか（聴取不能）。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 品種的には御用意はしております。それで、その中から本人が返礼品としてもらいたいという希望には十分応えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○3番（加藤忠己君）　じゃあ2つお願いします。まず、第1点目は、19ページの負担金、広域の事務の負担金、ふえていますけれども、この内容と、あと27ページのこの負担金、大蔵村元気な農業経営1.3倍云々とありますけれども、これが900万円ほど減になっていますけれども、この辺をお願いします。

○議長（鈴木君徳君）　滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君）　19ページ、一番上段の事務費の分担金273万円の増額ということですが、これは広域で借入れをして、起債として借入れしている分を大蔵村で一括算入しております。8市町村の分を。その交付税算入になってくる部分がありますので、交付税が確定したことによりまして、大蔵村のその、ほかの町村分として出していかなきゃならないものですから、その分がふえております。同額分としてほかの町村が減額というふうな格好になっていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君）　越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後　享君）　27ページ、大蔵村元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業費補助金の減ですが、13ページの歳入にもあります農業費負担金、これにつきましては、前のトップランナー育成事業が名称変更になったものでございます。これにつきましては、当初ハウスの整備で4棟、それからトラクターの整備・購入について1台を、農家の要望に応じて補助金を申請しておりましたが、内容的に事業によりまして不採択になった分で、今回減額させてもらうものです。以上です。

○議長（鈴木君徳君）　早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君）　17ページの総務管理費の村制130周年記念ロゴデザイン業務委託料なのですが、ロゴのデザインはどちらの会社に委託して、そしてこれはどのような使い道をするのでしょうか。Tシャツをつくるとか、そういうふうな考えはあるのか、お尋ねいたします。

○議長（鈴木君徳君）　滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君）　まず、17ページの13節村制130周年ロゴデザインの業務委託についての御質問ですが、業者委託については、この補正を御可決いただいた後に当然やらなきゃなりませんので、その後に考えたいというふうに思います。

使い道については、職員の検討会を何回かさせていただいて、まず初めに役場で送付する封筒に全て張るなり、印刷するなりして使用したいと。あとは、いろいろな、やはり行事資料等にそのロゴを使って、住民の方にPRしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（鈴木君徳君）　八鍬信一君。

○6番（八鍬信一君） ページ関係なくです。ふるさとチョイス、たしか大蔵村はふるさと納税委託先がふるさとチョイスだと思ったのですが、ここに来て偽ホームページが出て、いろいろ問題になっていますけれども、うちのほうホームページは大丈夫ですか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 委託先はふるさと公社になります。ふるさとチョイスは申し込みの一部となっていますので、今の、今御質問の偽ページ、県内でもきょうの新聞で4カ所ほど見つかったというふうにあります。現在のところ、職員のほうでも確認した結果、現在のところ、そういうホームページはございません。以上です。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第100号 平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第100号平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第100号平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

本議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に1,274万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,601万8,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より、議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 予算書の40ページをお願いいたします。

議第100号平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,274万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,601万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月6日提出

大蔵村長 加藤 正 美

46ページをお願いいたします。

2. 歳入

1 款 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税1,310万円。2 目退職被保険者等国民健康保険税36万円の減。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

6 款 2 項保健事業費 1 目保健衛生普及費 3 万5,000円。

7 款 1 項基金積立金 1 目国民健康保険基金積立金1,270万5,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3 番加藤忠己君。

○3 番（加藤忠己君） 48ページの基金の積立金ですけれども、保険者が村から県に移ったということなのですけれども、それに対するこの1,200万円ほどの積み立ての理由、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 基金の積み立てにつきましては、今年度7月に770万円、それと今月、御可決いただきますと1,270万5,000円、合計しますと6,400万5,000円の今年度末残高になります。今回積み立てに至った経緯につきましては、歳入のほうの保険税の予算でございますけれども、一番大きな理由としますのは、年明けの確定申告、住民税申告の前に既に当初予算を組んでおりまして、所得割の見込み額のずれ、それから被保険者数、世帯数の増減の見込み等が若干そこにずれがあったことがありまして、歳入が増に伴っての基金の積み立てにつながっているというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○3 番（加藤忠己君） そうしますと、この基金の積立金残高は、課長はどのぐらいだと考えて

いらっしゃるのですか。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 基金の積み立てが幾らぐらいだったかどうかというのは、ちょっとなかなか難しい質問なのですが、ここ数年、8年ほどちょっと比較したところ、先ほども申し上げましたとおり、御可決いただきますと今のところ6,400万円の基金の残高で推移いたしますけれども、23年度が8,000万円、24年度も8,000万円、25年度は6,950万円ということで、現在高がちょっと高いかどうかと言われますと、例えば今後、国からの公費が大幅に削られた場合、また税率改正等も行って、それでも足りない場合は、年度中の積立金の取り崩しが相当発生するかと思われます。前にも28年度、税率改正、大蔵村の税率改正を行った際には、相当足りなくなって4,000万円積立金から取り崩しした経緯もございますので、幾ら必要というのはちょっと難しい質問なのですが、公費が大幅に削減されたりとか、税率改正が相当上げなければならない際には、基金も大幅に取り崩しが必要になるかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○3番（加藤忠己君） 今課長の8,000万円ほど、2年、8,000万円、8,000万円と言ったのですが、私が監査員しているときに、大きな病気、手術とかそういうのが発生すると、大きな金が動くので、8,000万円ぐらいは必要なんだよというふうに聞いておりましたけれども、県に、県のほうが保険者になったから、村ではそんなに必要ないんじゃないかという私の考えなのですけれども、その辺の考えをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 圏域化が始まってまだスタートしたばかりということもあって、県では貸付金等の制度も、多分市町村が困ったときに使うんだと思うのですが、貸付金なので、お金がもらえる交付金とはちょっとわけが違いますので、それからするとやはり貸し付けられたものは返す必要がありますので、村の基金もなくては、今後ともなくてはならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分。

午前 1 1 時 0 0 分 休憩

午前 1 1 時 1 0 分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

日程第 7 議第 1 0 1 号 平成 3 0 年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第 7、議第101号平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第101号平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に13万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億666万6,000円とするものでございます。

補正予算の内訳については、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の52ページをお開き願います。

議第101号平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

平成30年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億666万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月 6 日提出

それでは、58ページをお願いいたします。

2. 歳入

3 款 1 項 1 目繰入金403万7,000円。

5 款諸収入 1 項雑入 2 目事業補償費収入390万円の減。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項村債 1 目水道債5,820万円の減。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1 款 1 項水道事業経営総務費 1 目水道管理費663万7,000円。

2 項水道布設費 1 目簡易水道布設費650万円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2 番佐藤雅之君。

○2 番（佐藤雅之君） 個別の予算ではないのですが、折しもきのう、水道法が改正されたということで、私個人としては、コンセッション方式というのですか、つまびらかにはわかりませんが、ちょっと問題が、かなり問題があるなというふうに思っていますが、そうした中で、よく40年で老朽化するということで、高度経済成長時代につくった水道管が今劣化しているという話が出てくるのですが、地形や地質などによって大分その期間も耐用年数も違ってくると思うのですが、そういう点で、大蔵村の劣化しているものということで、直さなくてはいけないという時期を迎えているのは、全体の何%になるか、わかれば教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 水道管の老朽化ということでございますけれども、古いものですと昭和49年ですから、50年ごろに白須賀地区の簡易水道、あとは清水合海地区の簡易水道については、国道・県道に入っている部分については、铸铁管が入っておりまして、もう既に耐用年数は経過しているものと思います。パーセントではちょっと言えないのですが、そのほかに村道に埋設されている部分につきましては、ほとんど塩ビ管でありまして、下水道を布設したときに塩ビ管のほうに布設がえしておりますので、そちらのほうはまだ耐用年数までには至っていないものと思います。ただ、先ほども申し上げましたとおり、国道・県道に入っている铸铁管については、いまだ手つかずの状況にあります。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） そういう状況を受けて、今の段階で法律が成立したばかりです。施行がされていないわけですが、私としては、それは大きな問題を抱える法律だと思っているのですが、現段階で村長としては、この民間向けのコンセッション方式ですか、こういったことに対して、老朽化の問題もある中で、どういう立場でというか、見解を持っているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 詳しくは理解をしておりますので、本当の私見ですけれども、私どもの大蔵村に限らず、どの市町村でも、こういった現象は起きているということで。そういったことで、もともと国としていろんな対策をこれから講じていただけるものというふうに考えてございます。そういったことで、そういった国の動き、あるいは動向、同じですけれども、そういったものに注視をしながら、村の方針をしっかりと決めてまいりたいと思います。

それから、老朽化しているというようなことで、塩ビ管はそう問題ないということでしたけれども、県道・国道というふうな、村以外のそういった公共施設に埋設されているということです。簡単に入れかえというふうなこともいかないというふうに思っていますので、そういうこともあわせて、先ほど申し上げました国・県の動向に合わせて、適宜対応していくのが、私はベストだというふうに思っております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第102号 平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計
補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第102号平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第102号平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に128万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,379万4,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 補正予算書の64ページをお願いいたします。

議第102号平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,379万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月6日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

70ページをお願いいたします。

2. 歳入

3款1項1目繰入金128万円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費128万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第103号 平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第103号平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第103号平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から116万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,680万9,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては、「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の76ページをごらんください。

議第103号平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

平成30年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ106万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,680万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年12月6日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

79ページをごらんください。

第2表地方債補正。

変更。

起債の目的、過疎対策事業債。

補正前の限度額、560万円で、補正後の限度額、450万円。

合計額、補正前の限度額、560万円、補正後の限度額、450万円であります。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

84ページをごらんください。

2. 歳入

1 款診療収入 1 項外来収入 1 目国民健康保険診療収入67万4,000円の減。2 目社会保険診療収入51万6,000円の減。3 目後期高齢者診療収入147万2,000円の減。

3 款県支出金 1 項 1 目県補助金121万6,000円の減。

5 款 1 項 1 目繰越金381万7,000円。

7 款 1 項村債 1 目診療債110万円の減。

86ページをごらんください。

3. 歳出

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費116万1,000円の減であります。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第104号 平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第104号平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第104号平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に2,449万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,689万7,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 90ページをお開きください。

議第104号平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,449万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,689万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月6日提出

大蔵村長 加藤 正 美

96ページをお開きください。

2. 歳入

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第1号被保険者保険料882万6,000円。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金462万5,000円。

2 項国庫補助金 2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）9万2,000円。

4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金540万4,000円。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金289万3,000円。

2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）4万6,000円。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金260万4,000円。

次のページをお開きください。

3. 歳出

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費6,000円。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費100万円。2 目地域密着型介護サービス給付費300万円。3 目施設介護サービス給付費1,000万円。6 目居宅介護サー

ビス計画給付費100万円。

4 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費30万円。

次のページをお開きください。

6 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費400万円。

3 款 1 項基金積立金 1 目給付基金積立金467万5,000円。

4 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費32万円。

次のページをお開きください。

2 目任意事業費 5 万円。 4 目生活支援体制整備事業費 1 万2,000円。

5 款諸支出金 1 項還付金及び還付加算金 2 目償還金12万7,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2 番佐藤雅之君。

○2 番（佐藤雅之君） 100ページの基金積立金なのですが、467万5,000円、これが通ればなるということなのですが、会計は違うし、サービスも違うので、一概に比較できませんが、先ほどの国保の会計では、大体年間5億弱かかって、6,400万円の追加等をしているわけですが、介護保険のほうも大体5億弱の予算規模で動いている中で、単純に性格が違うので比較するのが適切かどうかわかりませんが、こちらのほうは467万5,000円ということになるわけです。これが最終の補正でなければ。同じような規模で運営していて、こういうふうな形で基金をやっているのに、今回介護のほうで聞きますけれども、10分の1足らずでこちらのほうは基金の積み立てになっているのですが、このアンバランスはどう理解したらいいのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） アンバランスというのはあれですか、国保と介護の基金が会計の……。 （「総額が大体5億ぐらいで双方あるのに、基金が今残高でして一方は6,000万円ぐらいあって」の声あり）わかりました。この介護保険、3年間でやっている、3年間計画でやっています。それで、3年間でこの基金はゼロということで考えていますので、初年度、ことしから始まる、30年度始まりましたので、初年度の積み立てということになっています。3年間でゼロにしたいということでもあります。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2 番（佐藤雅之君） ということは、介護保険の場合、最終的に3年間区分でやれば基金はゼロになっても、それが当たり前という会計の仕方なんではないでしょうか。取り崩してゼロで終わると、3年間で。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） ゼロという言い方はちょっと間違っていましたけれども、3年間で一応計画でやっていますので、初年度はこのぐらいの積み立てということで、国保とはまた別の考えでやっていかないと、ちょっとまずいのかなと思いますので。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第105号 平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第105号平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第105号平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）。

この議案は浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額に16万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,809万7,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 補正予算書の106ページをお願いいたします。

議第105号平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ1,809万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月6日提出

大蔵村長 加藤 正 美

112ページをお願いいたします。

2. 歳入

3款1項1目繰入金16万9,000円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1款浄化槽整備事業費1項1目浄化槽管理費16万9,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第4回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、まことに御苦労さまでした。

午前11時38分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員